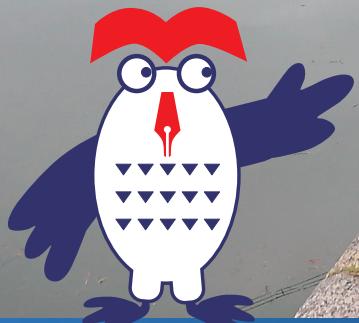




愛知

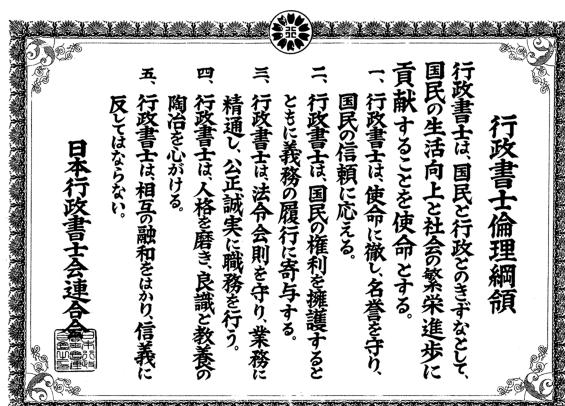


- 役員就任挨拶
- 在留資格「特定技能」に関する研修会
- 大学生のための資格業ガイドンス



目 次

ご挨拶	会長 前田 望	1
役員就任挨拶		2
在留資格「特定技能」に関する研修会		5
大学生のための資格業ガイダンス		5
民法はこう変わる ⑩	名城大学 法学部 教授 仮屋 篤子	6
外国人の刑事弁護	弁護士 下出 太平	9
お知らせコーナー ライブセミナー研修動画一覧		12
ライブセミナー研修申込書		14
業務相談会のお知らせ		15
業務相談会申込書		16
会員訪問記（碧海支部：野村 篤司会員）	会報委員 稲垣 宏隆	17
支部だより		18
事務局だより		30
会員の動向 新規登録入会者の紹介 他		31
コスモスあいちコーナー		37
あとがき		39





ご挨拶

愛知県行政書士会 会長 前田 望

令和元年5月30日に開催されました第69期定期総会において会長に選任されました。本総会にご出席いただいた会員の皆様、運営に携わった役員の皆様のご協力により、円滑に議事が執り行われ、令和元年度事業計画案、会計予算案、令和2年度暫定予算案が無事可決承認されましたこと厚く御礼申し上げます。

また総会終了後の懇親パーティーにおいて、多くの来賓の皆様、会員の皆様から、あたたかく、力強い励ましのお言葉をいただき、身の引き締まる思いであり、会長職の重責を担う覚悟と決意を新たにしております。

さて、現在私たち行政書士を取り巻く状況を見てみると、規制緩和の推進により、行政手続きを原則電子申請に統一するデジタルファースト法（デジタル行政推進法）が5月24日に成立し、今後個別分野における各種の施策が講じられることとなりました。

具体的には、マイナンバー法と公的個人認証法、住民基本台帳法などが一括改正されることになり、改正の柱である、(1)「デジタルファースト」(2)「ワントンリー」(3)「ワンストップ」のいずれにおいても行政書士業務とは切り離せない場面での改正が推し進められることになります。

200億円を超える政府予算を投じて情報システムの政府共通プラットフォームが整備導入され、デジタルファースト推進のための環境整備が強化される中、行政書士の主要業務である各種申請や相続手続き等においても、順次電子化に一元化していくことになります。

この行政手続きの電子化を皮切りに、将来的

には民々間の手続きもネット上で済ませる改革も視野に入れた、社会全体のデジタル化が進められ、行政書士に求められるものも大きく様変わりする事が見込まれています。

今後も規制改革・国民負担の軽減の観点から行政手続き事務の改善が進められていく事業環境の中において、私たち行政書士は単なる書類作成・代理業務にとどまらず、より高度で専門的な知識を備えていかなければなりません。ただ、そのような場合でも、行政書士としての使命である「国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献する」ということにおいては、これからも何ら変わることはありません。

今日のように急速に変化する社会環境の中においてもその本質を見失ってはいけない、そのような思いを強くしています。

本会としましては会員一人一人の後方支援となるべく、複眼的な視点で時流の変化に機敏に対応した様々な支援に取り組んでいきます。

本年度におきましては、昨年度の検証結果を踏まえ、ライブ配信を利用した研修会の実施を計画し、より多くの会員の皆様に受講の機会が提供できるよう進めてまいります。

当会の会員数は、個人会員及び法人会員を合わせ（3,000人）を超えるました。

会員の皆様の負託に応えるべく、執行部は一丸となって、愛知会の発展進歩のため、誠実な事業運営に尽力してまいります。

今後も、会員の皆様方の変わらぬご理解とご協力をお願い申し上げます。

役員就任挨拶

愛知県行政書士会



副会長 市川 雅敏

この度の定時総会におきまして、副会長として選任され、総務と土地利用部を担当させて頂くこととなりました。会務運営とは「互いの尊重と協調」のうえに全てが成り立ち、また働く者が情熱をもって試みるものと心得ます。会長の貫く方針に応え、そして17支部と共にこの愛知会が益々発展して行けるよう、険しき総務の山を心新たに、着実に登って参ります。会員の皆様には機会あるごとに、ご指導のほどよろしくお願ひ申し上げます。



副会長 子安 幸代

この度副会長を拝命いたしました。日常の業務においては市民に寄り添い、会務においては会員の皆様に寄り添う、言い換えれば、会員の目線に立つ、ということをしっかりと心に留め、微力非才の身ではございますが、新たな決意をもって、行政書士制度の発展と業務拡充のため、誠心誠意、職務に尽力して参る所存です。何卒これからも格別のご指導を賜りますようお願ひ申し上げます。



副会長 小柳津えみ

令和元年度定時総会において副会長に選任され、広報部と国際・私法部を担当させていただくことになりました。

微力ではございますが、会務の適正な運営と制度の発展のために専心努力して参ります。

会員の皆様からのより一層のご支援とご指導を賜りますよう、お願ひ申しあげます。



副会長 西堀 俊徳

令和元年度第69期定時総会において、副会長に選任されました。

今期は、法務部と法人経営部を担当させて頂くことにになりました。

本会会員も3,000人を超える愛知会になってまいりました。

会員の為の本会発展、会員の業務確保に繋がる様に微力ではありますが努める所存です。

会員各位のご協力の程宜しくお願ひ致します。



副会長 長瀬紀美子

令和元年度定時総会において副会長に選任いただき、企画情報部と建設環境部を担当させていただくこととなりました。

両部とも課題は山積しておりますが、各部の皆様と知恵を出し合い少しづつ前に進むことが出来るよう努力いたします。

会員の皆様のご指導ご協力をいただくことも多々あると思いますが、どうぞ宜しくお願ひ申し上げます。



常務理事 岩井 実

この度、令和元年度定時総会において常務理事に選任され、総務部を担当することとなりました。新任にもかかわらず、総務部という重責を担うこととなりましたが、諸先輩方や会員の皆様のご指導、ご協力を賜りながら会の発展のために務めを果たしていく所存です。

今後、会員の皆様とは多くの場面で接する機会があると思いますので、その節は、ご協力いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。



常務理事 柴田 愛

この度、令和元年度定時総会において常務理事に選任され、引き続き経理部を担当させて頂くことになりました。

会員の皆様よりお預かりした会費は本会運営のための大切な財源です。適正な予算執行、会費納入の徹底に精一杯努めてまいります。皆様方のご指導、ご協力を賜りますよう、どうぞよろしくお願ひいたします。



常務理事 伊藤 直仁

令和元年度定時総会において常務理事に選任され、広報部を担当させて顶くことになりました。広報部の役割は、行政書士の存在及び職務を広く社会に知ってもらうことを通じてその社会的必要性を高めていくことだと考えております。この目的達成のために、歴代の諸先輩の取組みを鑑みながら日々努力をして行く所存ですので、何かと至らぬことがあるかとは思いますが宜しくお願ひ致します。



常務理事 渡邊 邦彦

今般、令和元年度定時総会において常務理事に選任され、法務部を担当させて顶くことになりました。

法務部には過去委員として2年、次長として2年従事いたしましたので、いわゆる古巣に帰ってきたと言えます。業務内容は大方承知しておりますが、更に重責の部長として、新入会員基礎研修会の運営および諸規則改正・制定作業等の業務をより充実したものにしていくよう誠意取り組んでいきたいと思っておりますので、諸先輩方はじめ会員の皆様、また事務局の方々のご指導・ご協力をいただきます様、よろしくお願ひいたします。



常務理事 米村 篤史

この度、令和元年度定時総会において常務理事に選任され、企画情報部を担当する事になりました。新任であり、会員の利便性の向上に資する研修会のライ

ブ配信についての担当部でもあり、責任の重さを感じておりますが、目標を定めて「一意専心」で努めて参りたいと思います。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。



常務理事 早川 忠

令和元年度定時総会において常務理事に選任され、引き続き建設環境部を担当することになりました。

3期目になりますので、会員の皆様のご指導ご協力をいただきながら、受託業務や研修会実施をはじめとする各種事業を継続し、また、関係官庁との連携を強化して新しいしくみを積極的に提案していくつもりでいます。各支部での研修会講師もぜひご依頼下さい。本会の発展のため、そして会員の皆様のために尽力していきたいと考えています。どうぞ宜しくお願ひいたします。



常務理事 黒澤 淳

この度、令和元年度定時総会において常務理事に選任され、法人経営部を担当させて顶くことになりました。

微力ではございますが、会員の皆様のお役にたてるよう精一杯務めさせて顶く所存ですので、どうぞよろしくお願ひ致します。



常務理事 田澤 満

令和元年度定時総会において常務理事に選任され、国際・私法部を担当させて顶くことになりました。

今この分野では、法改正もあり行政書士の業務拡大に追風となっています。一方、民間企業・他士業の参入も間近と思われ、特に入管を始めとする国際業務を確固たる行政書士業務としていくための大変な時期と考えています。会員の皆様と力を合わせ、この分野での業務拡大、研修の充実、官公署等との関係強化等に努力してまいりたいと思います。

どうぞ宜しくお願ひ致します。



常務理事 須崎 俊行

この度、令和元年度定時総会において、常務理事に選任され、運輸交通部を担当させていただくこととなりました。

会員の皆様のご指導ご協力をいただきながら、関係団体や関係官庁と引き続き密接な関係を維持し、職域拡大、本会の発展のため一生懸命努めてまいりますので、どうぞよろしくお願ひ致します。



常務理事 矢澤あや子

令和元年度定時総会において常務理事に選任され、土地利用部を担当させていただくことになりました。

新任でわからないこともあります、諸先輩の方々や会員の皆様のご指導ご協力をいただきながら、土地利用業務の拡充と本会の発展のために尽力していきたいと考えております。どうぞよろしくお願ひ申しあげます。



監事 河合 治彦

この度定時総会にて監事に再任されました。

責任の重さを自覚しこまでの経験を活かし本会の適正な運営と発展の為に微力ながら最善の努力をしてまいります。

会員の皆様のご指導ご協力を宜しくお願ひ致します。



監事 権田 泰一

この度、令和元年定時総会において監事に再選されました。

会の運営と発展のため、微力ではありますが、精一杯務める所存でございます。

皆様のご協力をお願ひ申し上げます。



監事 竹内 誠

令和元年度定時総会において監事に再任されました。

本会の監事は会則17条第5項により資産及び会計だけでなく会務も監査するとなつて

おります。

理事会に出席し、より精度の高い監査ができるよう努力します。

2年間宜しくお願ひいたします。



相談役 田宮 章

再び相談役をお受けすることになりました。皆さんと折々にお目にかかるのが楽しみです。

各会員がそれぞれ、自分らしく輝いていただきたいと願っております。

その為の一助になれば・・・・。



相談役 久野 真技

前期に引き続き、相談役に委嘱されました。微力ではございますが、これまでの経験を基に今後も愛知県行政書士会の発展に全力をつくす所存でございます。どうぞ宜しくお願ひ申し上げます。



相談役 鍋田 建治

この度も、相談役を委嘱されました。前回は、何の相談もありませんでした。相談するほどの問題がなかったのか、相談しても答える能力がないと思われたのか、分かりませんが、もし、相談を受ければ、誠実に答えようと思っています。



相談役 西川 剛史

この度、相談役に委嘱されました。立場を弁え、愛知会行政書士会の発展のために力を尽くすことをお誓い申し上げます。

今後ともよろしくお願ひいたします。

在留資格「特定技能」に関する研修会

国際・私法部 松田 奈津子

日 時 平成31年3月8日(金)
午後2時～4時40分
場 所 名古屋銀行協会 5F大ホール
出席者 260名(内中地協・静岡会6名)



平成30年出入国管理及び難民認定法改正により、平成31年4月より新たな在留資格「特定技能」が創設されました。そこで、国際・私法部では施行に先立って「在留資格『特定技能』に関する研修会」を名古屋銀行協会大ホールにて開催しました。講師として、昨年の「技能実習法の実務についての研修会」に引き続き、日本弁護士連合会人権擁護委員会特別委嘱委員で、日本行政書士会連合会法律顧問である弁護士の山脇康嗣先生をお招きしました。

新制度は、深刻な人手不足の状況に対応するため、外国人の受入基準が緩和され、一定の専門性・技術を有し、即戦力となる外国人を5年間で最大34万人受入れる制度として、高い関心を集めしており、当日は、260名もの会員が参加されました。そして、申込をしたもの、定員オーバーで受講できなかった方も多数出るほどの人気でした。

講義は、先ず、在留資格「特定技能1号」「2号」の概要、許可要件、受入れ機関等がすべき手続き、届出、外国人がすべき手続き、登録支援機関の基準、義務などという総論に始まり、その後、詳細なレジュメにそって、介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業等14分野に亘る分野毎解説がなされました。

外国人労働者の受入れが大幅に拡大された訳ですが、在留資格「特定技能」に係る許可要件は、在留資格該当性及び上陸許可基準省令の適合性の双方に合致している必要があります、一方で法違反者への制度強化等も一体的に進行しています。

本法改正による「特定技能」分野は、行政書士にとって大変有望な分野ではありますが、既に述べたとおり、外国人の雇用等に関するコンプライアンス体制の構築の徹底が求められるようになっており、受入機関および登録支援機関については、「技能実習」制度より一段と厳しい報告義務、刑事罰等も予定されています。行政書士として関与する場合には、正確な法解釈と理解、指導が必須であることを強調されていました。大変充実した研修会となりました。

大学生のための資格業ガイド

広報部 水野 悠

日 時 令和元年5月9日(木)
午後0時30分～4時
場 所 名古屋大学東山キャンパス アジア法交流館2階 カンファレンスルーム



5月9日、名古屋大学東山キャンパスにて、令和初の「大学生のための資格業ガイド」が開催されました。

本会からは戸加里邦子広報部員及び広報部次長の私が出席し、愛知県司法書士会、愛知県社会保険労務士会、愛知県土地家屋調査士会、愛知県不動産鑑定士協会、日本公認会計士協会東海会、日本弁理士会東海会、名古屋税理士会及び今回の当番会である愛知県弁護士会の9士業団体が集まり、名古屋大学での開催は初となるガイドを行いました。

業務の幅広さゆえにどのような業界出身で行政書士となられたとしても、その経験は必ず生きるものであるというお話はいつもさせていただくのですが、今回本会ブースに来られた学生さんは1～2年生ということもあり、業務の踏み込んだところというよりも、行政書士パンフレットを見せつつ概要や全体像をお話するとともに、試験範囲や試験勉強の期間や方法といった行政書士としてスタートラインに立つ前の部分について伝えることが多いガイドとなりました。

また、9団体全てのブースを回った方をはじめ、複数のブースを回る方が多く、学生さんからの興味の高さを感じました。

今後に向けて開催大学での事前周知や、当日の学生さんへの声かけ又はチラシ配布等運営面で今後活かせる課題を見いだせた機会となりました。

民法はこう変わる

10

～契約の解除(2)～

名城大学 法学部 教授 仮屋 篤子

契約の解除（前回から続く）

(3) 契約不適合を理由とする解除

前回ご紹介した改正民法541条と改正民法542条は、現行民法下で「売主の担保責任」と言っていた規定に係る解除にも適用されることとなります（改正民法564条）。

現行民法下で「売主の担保責任」と言っていた規定は、「種類、品質又は数量に関する契約内容への不適合」として再構成されました。その内容についてご説明するのは別の機会にいたしますが、重要なポイントは、その違反（すなわち、契約不適合）は債務不履行として評価される（契約責任説）こととなったという点です（潮見佳男「民法（債権関係）改正法の概要」263頁）。

現行民法においては、契約不適合（瑕疵）を理由として解除が認められるのは、契約目的達成不能の場合に限っていたのですが、改正民法464条では、改正民法542条に加え、改正民法541条も準用される結果、催告解除も否定されることになります（潮見佳男「民法（債権関係）改正法の概要」264～265頁）。そのため、例えば、目的物に契約不適合があり、これが修補可能である場合に、買主が改正民法562条の規定に従って相当期間を定めて修補を請求したが、その期間内に履行がなかったときには、買主は原則として契約を解除することができます。売主は、その期間経過時点における債務不履行が軽微であることを証明したときに限り、解除権の行使を阻止することができます（改正民法564条、改正民法541条）

（「Before/After民法改正」潮見・北居ほか編（後藤巻則）361頁）。また、目的物の契約不適合について、修補が不可能であるか、あるいは、修補は可能であるが、売主が修補請求を明確に拒絶した場合には、買主が契約全部を解除するためには契約目的達成不

能の要件を満たす必要があり、かつ、その要件について証明する必要があります（改正民法564条、改正民法542条1項3号）（「Before/After民法改正」潮見・北居ほか編（後藤巻則）361頁）。

(4) 解除の効果

解除の効果については、改正民法545条第1項第2項に大きな変更はありません。現物返還不能の場合に、返還義務の内容が価格償還に転じるか否かについては、明文の規定を設けず、解釈にゆだねることとなっていますが、無効の場合の「原状回復」義務が価額償還義務を包含する概念であるとの立場（改正民法121条の2）からすれば、解除においても現物返還不能の場合には原則として価額償還に転じると見るのが素直であろうとの指摘があります（潮見佳男「民法（債権関係）改正法の概要」244頁）

また、新設された同条3項の規定は、金銭以外の物を返還する場合の規定ですが、特に問題のある規定ではないでしょう。

解除に係る現行民法下での判例には、現物の使用利益をも返還しなければならないとのものがあります（最判S34・9・22民集13巻11号1451頁）、本条は、使用利益の返還については明文の規定を設けず、解釈にゆだねるものとしています（潮見佳男「民法（債権関係）改正法の概要」245頁）。

(5) 債権者の責に帰すべき事由による不履行と解除

現行民法543条の規定は、以下のように変わりました。

改正民法543条

債務の不履行が債権者の責に帰すべき事由によるものであるときは、債権者は、前二条の規定による契約の解除をすることができない。

改正民法においては、履行不能が債務者の責めに帰すべき事由によるものであることは解除の要件とされていません。そのためそのままでは、債権者の帰責事由による履行不能によっても、契約を解除することができます。そのため、帰責事由のある債権者による契約解除を否定する規定を置くこととなりました。

この場合、履行不能について債権者にも債務者にも帰責事由がある場合をどう評価するか、少し考える必要があるようです。(潮見佳男「民法(債権関係)改正法の概要」243頁～244頁)。①債務者に帰責事由があるものとして解除を認めるか、②債権者に帰責事由があるものとして解除を認めないか、③双方に帰責事由がないもの(法的には、互いにその債務不履行の責任を一方的に負担すべき地位にはない)として、解除を認めるか…(部会資料79-3 15頁)。どのように考えるべきであると思われますか?

(6) 解除と危険負担

これまで見てきたように、債務の履行が不能である場合に、改正後の民法では、債権者は、債務者の帰責事由の有無を問うことなく、契約を解除することができることとなりました。このことは、双務契約において、債務の履行が不能である場合に、債権者が自己の負担する反対債務から解放されなければ、債権者は、契約解除の意思表示をしなければならないことを意味します。履行不能によって、反対給付が当然に消滅するわけではないです。

このことは、改正民法412条の2にも表れています。

改正民法412条の2

- (1) 債務の履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして不能であるときは、債権者は、その債務の履行を請求することができない。
- (2) 契約に基づく債務の履行がその契約の成立の時に不能であったことは、第415条の規定によりその履行の不能によって生じた損害の賠償を請求することを妨げない。

すなわち、これまで契約の成立自体が否定されていた「原始的不能」の場合にも債務の発生(契約の成立)を認めていることからも分かるように、履行不能であることによって直ちに債務者の債務(債権者の債権)自体が消滅するものではなく、解除されるまでは債権・債務自体は存続しており、不能となった債務の「履行の請求」ができなくなるのです(部会資料83-2 8頁、潮見佳男「民法(債権関係)改正法の概要」61頁、平野裕之「新債権法の論点と解釈」93頁)。

債務者の責に帰することができない事由によって債務の履行が不能となった時の反対給付の帰趨について定めている、現行民法下での危険負担の制度は、これらの改正によって本質的な変更がなされました。

534条(削除)

535条(削除)

改正民法536条

- (1) 当事者双方の責に帰することができない事由によって債務を履行することができなくなったときは、債権者は、反対給付の履行を拒むことができる。
- (2) 債権者の責に帰すべき事由によって債務を履行することができなくなったときは、債権者は、反対給付の履行を拒むことができない。この場合において、債務者は、自己の債務を免れたことによって利益を得たときは、これを債権者に償還しなければならない。

まず、特定物債務における引渡不能の場合において、所有者に危険を負担させるという考え方を基礎とした債権者主義を定めた現行民法534条(およびこれに関連する535条)は削除されました。これらの条文については、ほぼすべての学説によって合理性がないとされていたためです。なお、これに関連して改正民法567条(目的物の滅失等についての危険の移転)の条文もご参照ください(潮見佳男「民法

(債権関係) 改正法の概要」247頁)。

現行民法においては、債務者の責に帰することができない事由によって債務の履行が不能となった時に、反対債務が当然に消滅するか（債務者主義）又は存続する（債権者主義）という効果と結びつけられていました。これに対して、改正民法は、債権者が債務者からの反対債務の履行請求を拒絶することができるか否かという効果と結びつけて、危険負担制度を設計しています。債権者は、債務の履行不能を理由として反対債務を消滅させるためには、解除の意思表示をしなければなりません。

したがって、例えば、AがBに対して、Aの所有する壺（甲）を400万円で売ったが、甲の引渡し期日よりも前に滅失した場合には、①甲の滅失が債務者Aの過失による場合（Aが不注意で甲を落として割ってしまった）、②A・Bいずれにも甲の滅失についての帰責事由がない場合（地震により甲が棚から落下して割ってしまった）、③甲の滅失が債権者Bの過失による場合（Bが不注意で甲を割ってしまった）とで、以下のようにになります（「Before/After民法改正」潮見・北居ほか編（潮見佳男）154頁～155頁の例による。以下同様）。

①の場合 債務者である売主Aに履行不能（甲の滅失）について帰責事由がある場合です。買主Bは、改正民法542条1項1号により、履行不能を理由としてAB間の甲の売買契約を解除することができます。また、Bは、契約を解除しなくとも、改正民法536条1項により、Aへの売買代金400万円の支払いを拒絶することができます（危険負担）。なお、Bが代金債務から解放されるためには、売買契約を解除しなければなりません。解除をしない間は代金債務の履行を拒絶することができるだけであって、Bの代金債務が消滅するのではありません。

②の場合 履行不能（甲の滅失）について、当事者双方の責に帰することのできない事由により生じている場合です。現行民法下では、このような場合には、契約を解除することができず（解除には債務者に帰責事由が必要）、危険負担によって買主Bの代金債務（Aの代金債権）が消滅するか、それとも

存続するかが問題となっていました。しかし、改正民法下では、債務者の帰責事由は解除の要件ではないため、Bは、改正民法542条1項1号により契約を解除することができます。また、契約を解除しなくても、改正民法536条1項によって、Aへの売買代金400万円の支払いを拒絶することができます。結局、①と②の場面は、これらの点に関しては同じこととなります。

なお、③の場合 甲の滅失は債権者である買主の責に帰すべき事由によって生じていますので、Bは、履行不能を理由としてAB間の甲の売買契約を解除することはできません（改正民法543条）し、代金債務の履行を拒絶することもできず（改正民法536条2項）、代金400万円をAに対して支払わなければなりません。

さて、解除について大まかなご説明をしてきましたが、いかがでしたでしょうか。「解除」は様々などころに影響のある規定ですので、ご紹介した以外のところにも、改正の影響が表れています。一つ一つの制度はわかりやすくなつたといえるかと思いますが、個々の制度への影響・関連など、しばらくは慣れないうようにも思います。皆さん、どのようにお考えになりますか？

外国人の刑事弁護

弁護士 下出 太平

1 刑事弁護の一般論

- (1) 弁護士の仕事として一般の方々に最もイメージしやすいのは刑事弁護ではないでしょうか。刑事弁護は弁護士の業務の中で言えば一部に過ぎませんが、国家権力と対峙する弁護士にしかできない重要な役割を担っています。弁護士としては、どんなに悪いことをした人間であっても、国家権力の言うがままにならない公正な法的手続を受けられるよう、被告人を弁護するのが責務です。
- (2) よく、「とんでもない悪い人でも弁護するんですか。」という質問を受けますが、弁護はします。そういう事件の場合、公正さを欠いた捜査や裁判が行われることも容認してしまう空気になりがちですが、そういう事件のときこそ、弁護人は手続に不公正はないかをチェックする必要があります。一度手続における不公正を許してしまうと国家権力が暴走してしまうものであり、世間からは理解されにくいかもしれないものの、重要な責務と考えています。
- (3) もちろん、大変な凶悪事件である場合に、積極的に受任したいと考えるかどうかは個々の弁護士によるかもしれません。

2 外国人の刑事弁護の特徴

- (1) さて、被疑者または被告人の中には、日本人だけではなく、外国人もいます。外国人の中にも、在留資格のある者とない者がいます。
- (2) 外国人の刑事弁護では、言語・文化の違いから、日本人の刑事弁護とは異なる問題が多く生じます。コミュニケーションの問題や証拠の取り扱いといった部分がそうしたものになります。
- (3) また、外国人が有罪判決を受けた場合の在留資格の問題が、日本人の刑事弁護と異なり大きく考慮しなければいけない問題になります。
- (4) そこで、以下では、①外国人の刑事弁護に特有の問題点と、②外国人が刑事事件において有罪になった場合の在留資格との関係性についてご説明したいと思います。

3 外国人の刑事弁護特有の問題点

- (1) コミュニケーションの問題

刑事弁護においては、日本人でも初めての経験のことが多く、説明を受けても、自らが置かれた状況を正確に理解することが難しいのは当然です。そうした中で、外国人と言葉の違いを超えて、これを理解させることができがさらに難しいことは容易に想像されます。

また、外国人が身柄拘束されている場合は、留置場での接見を行うことになりますが、アクリル板越しに通訳人を介してのやりとりになります。国選事件の場合は、通訳人名簿が弁護士に送られ、その中から時間の合う通訳人と同行します。通訳人にも予定があることから、弁護士の立場からすると、好きな時間に接見することができないのは、小さいようですが苦労する点になります。当たり前ですが、通訳人を介してのコミュニケーションは通常の倍の時間がかかるということも苦労します。

さらには、通訳人の技量によっては、正直、こちらの意図が十分に伝わっているのか疑問になることもあります。ただでさえ刑事手続という通常の生活では接することのない用語を説明することになるので、通訳人にとっても簡単なことではなく、双方の認識に齟齬が出来てしまうことがあります。

- (2) 供述調書の正確性の問題

供述調書は、ニュースなどでもよく問題になりますが、自白など自己に不利益な内容で作成される場合、被告人にとっては、有罪の大きな決め手となってしまうケースがあります。他方で、捜査機関は有罪にするためにそうした供述調書を作成しようと色々と手を尽くして来ますので、弁護人としては、供述調書の内容をよくよく確認して、違うところがあれば訂正してもらうよう指示しておく必要があります。

しかし、こうしたことは、日本人であっても、弁護士の指示を実行することが難しい上、外国人の場合、コミュニケーションの問題に付随することですが、捜査機関側の通訳人を介して供述調書が作成される結果、意図したこととは異

なる供述調書ができあがってしまうことがあります。裁判において不利に取り扱われる事態もあります。そうした意味では、被告人の意図しない内容の供述調書ができてしまう危険性は、日本人より外国人のほうが類型的に高いといえます。このような事態を回避するためには、黙秘権行使を徹底するよう指示する、取り調べ担当警察官・検察官への抗議などの対応が必要となります。しかし、黙秘権行使を徹底させるなどの指示をしても弁護士の意図を十分に理解してもらえるのかどうかというコミュニケーションの問題がやはりつきまといます。

(3) 勾留施設における環境の問題

一般的には、接見禁止がついていない限り、弁護人だけではなく、家族など一般面会が許容されますが、留置施設では原則として、日本語を用いることが求められるため、日本語が話せない外国人の場合は、一般面会をしてもコミュニケーションをとることができません。このため、弁護人がメッセンジャーのような形で伝言をしなければならないこともあります。

また、留置施設の職員と外国人が外国語でコミュニケーションをとれることはほとんどないため、日々の生活で体調の問題に関する情報伝えられず、肉体的にも、また精神的にも追い込まれてしまうことがあります。こうした事態にも対応するため、弁護人として、通訳人を介して、より一層、体調の問題に気を遣い、具体的な症状を聴取した上で、留置施設へ申し入れるといった対応も必要になってきます。

(4) 法廷通訳の問題

裁判における通訳人の誤訳があり、殺意を否定する説明に関する翻訳が漏れていたというのは、昨今のニュースでも報道されていました。現状、法廷通訳人は正式な資格があるわけではなく、技量が担保されていない上、なり手が減少しています。他方で、外国人の刑事事件は増加傾向にあり、根本的に、通訳人の誤訳などの問題が生じやすくなっているといえ、この点は、今後、改善していくかなければならない問題と言えます。

4 在留資格との関係

(1) 適法な在留資格を有する場合

勾留された外国人が適法な在留資格を有する場合、まず、在留期限を確認する必要があります。仮に勾留中に期限が超過してしまうような

場合は、更新申請を行う必要が出てきます。

次に、犯罪事実によっては、退去強制事由となってしまいます。外国人の多くは、自分が退去強制になってしまうのかどうかという点に最も関心を持っていますので、この点に関して正しい説明をする必要があります。

この点について、有罪判決となった場合に退去強制となるのは、1年以上の実刑判決を受けた場合が原則となっていますが、一定の犯罪で、かつ、別表第1の在留資格（入管法参照）を有する者の場合、執行猶予付き判決であっても、判決の確定とともに退去強制となってしまいます（この部分は条文が非常に分かりにくくなっていますので、後記の表を参照下さい。）。

逆にいって、罰金刑で済むのであれば、退去強制とはならないということであり、当該外国人の方にとってみれば、その結論によっては日本にいられるかどうかという天と地ほどの差が出てしまうため、見通しが微妙なケースの場合、非常に切実な問題となってきます。たとえば、被害者との示談交渉が必要な事件で、その成否によって罰金刑となるか懲役刑となるか微妙な事案では、弁護人の役割は一層重いものとなります。

結果的に、有罪判決によって退去強制事由に該当する場合であっても、在留特別許可がされる可能性は残されており、その時点からは刑事弁護を離れて在留特別許可の問題となります。

なお、退去強制事由に該当するのは、判決の確定時となっているため、裁判で執行猶予付きの有罪判決が言い渡された場合でも、適法な在留資格をその時点で有している場合は、一度釈放され、後日入国管理局から呼び出しを受けることとなります。

(2) 在留資格を有しない場合

外国人が在留資格を有しない場合、基本的には、退去強制手続きに入ることになりますが、不法滞在で勾留されて初めて難民申請手続きを行う外国人も少なくありません。難民申請手続きにおいては、刑事手続きで作成された調書も判断材料に用いられることになります。以前の難民認定手続きに関する回でもお伝えしましたが、後日、難民不認定処分取消訴訟などで、供述が変遷しているということを必要以上に指摘されるという経験がありますので、刑事手続きは別だから通訳人がどんな誤訳をしていても関係な

いというわけにはいかず、将来的な手続も見据えて一貫した供述のため、供述内容をきちんと訂正してもらうようアドバイスをしておくことも必要になります。

5 あるべき適正な手続を実現させるという目的において、被疑者が外国人か日本人かで弁護士の役割に違いはありません。その過程における手間な

どは外国人の方が大きいですが、そんな中でも、話を聞いて家族の話などから、コミュニケーションや文化の違いを越えて、相手のことを理解できたと感じる時は、ちょっとしたやり甲斐を感じる瞬間です。

以上

刑事裁判と退去強制事由

違反する法令	退去強制事由	対象者
旅券法上の刑罰法令	刑の言渡しを受け、これが確定したこと	入管法24条4号ニ
入管法上の刑罰法令 (集団密航等)		
入管法上の刑罰法令 (資格外活動等)	禁錮以上の刑の言渡しを受け、これが確定したこと	入管法24条4号ヘ
不定期刑に処せられた少年	長期3年を超える懲役または禁錮の刑の言渡しを受け、これが確定したこと	入管法24条4号ト
薬物関係刑罰法令	有罪の判決を受け、これが確定したこと	入管法24条4号チ
上記以外の刑罰法令	無期または1年を超える懲役もしくは禁錮の刑の言渡しを受け、これが確定したこと。 <u>ただし、執行猶予を受けた者を除く</u>	入管法24条4号リ
住居侵入罪（刑法12章） 通貨偽造罪（刑法16章） 文書偽造罪（刑法17章） 有価証券偽造罪（刑法18章） 印章偽造罪（刑法19章） 賭博罪（刑法23章） 殺人罪（刑法26章） 傷害罪（刑法27章） 逮捕・監禁罪（刑法31章） 略取・誘拐・人身売買罪（刑法33章） 窃盗罪・強盗罪（刑法36章） 詐欺罪・背任罪・恐喝罪（刑法37章） 盗品等罪（刑法39章）	懲役または禁錮の刑の言渡しを受け、これが確定したこと	入管法24条4号の2
暴力行為等処罰に関する法律1条、1条の2、1条の3（刑法の脅迫罪・器物損壊罪に係る部分を除く）	懲役または禁錮の刑の言渡しを受け、これが確定したこと	
盜犯等の防止及び処分に関する法律の罪	懲役または禁錮の刑の言渡しを受け、これが確定したこと	
特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律15条、16条	懲役または禁錮の刑の言渡しを受け、これが確定したこと	

ライブラリ研修動画一覧

(令和元年5月25日現在)

	部	番号	年 月 日	内 容	オンデマンド 研修用
1	総務部	525	H28. 2.23	行政書士制度65周年記念講演	○
2	企画情報部	376	H23. 9. 8	6次産業化法研修会	○
3		495	H26. 8.29	ROBINS確認者研修会	○
4		524	H28. 2. 1	「マイナンバー制度～中小事業者向けの実務とコンサル」研修会 企業法務の観点から行政書士実務の対応領域、業務の具体例について学ぶ	○
5		534	H29. 8.28 H29. 9. 4	法定相続情報証明制度研修会 第2部 戸籍の見方・相続関係図の書き方	○
6		537	H29.11.24	ドローン等（無人航空機）飛行許可・承認申請手続きについて	○
7		539	H30. 2.22 H30. 3. 1	民事信託についての研修会（国際・私法部と合同）	○
8		546	H30.12. 6	被災者支援に関する研修会	○
9		398	H23.12.15	建設業関係業務研修会 (1) 「賃貸住宅管理業者登録制度」について (2) 愛知県の平成「24.25年度入札参加資格審査申請（建設工事）について	×
10	建設環境部	441	H24. 7.24	初心者向け産廃関係業務研修会（産業廃棄物収集・運搬業許可申請について（入門編））	×
11		449	H24.10.15	建設業関係業務研修会 (1) 建設業許可・経営事項審査について (2) 建設業法令遵守及び国土交通省平成25.26年度競争参加審査申請並びに建設業者の社会保険加入促進について	×
12		472	H25. 9.26	初心者向け業務研修会（産廃物処理業関係業務）（産業廃棄物収集・運搬業許可申請について（入門編））	×
13		474	H25.10.18	業務研修会② (1) 建設業許可・経営事項審査の申請について (2) 平成26.27年度愛知県建設工事等入札参加資格審査について (3) 建設業法令遵守等について (4) 建設業者にとっての社会保険	×
14		494	H26. 8.25	建設業務研修会Ⅰ 平成26年度廃棄物行政について	×
15		498	H26. 9.18	産業廃棄物収集・運搬業許可申請について（入門編）	×
16		500	H26.10.15	(1) 建設業許可・経営事項審査の申請について (2) 建設業法令遵守等について (3) 国土交通省平成27.28年度競争入札参加資格審査申請について	×
17		512	H27. 3.20	建設業許可と経審について（大臣）	×
18		513	H27. 8.25	愛知県の平成27年度廃棄物行政について	×
19		514	H27. 9.16	産業廃棄物収集運搬業許可申請について（入門編）	×
20		515	H27.10.15	(1) 建設業許可・経営事項審査の申請について (2) 平成28.29年度愛知県建設工事等入札参加資格審査の申請について (3) 建設業法令遵守等について	×
21		518	H27.11.19	(1) 電気工事業法登録手続及び建設業法との関係について (2) 建設業法等改正に伴う申請・届出手続の注意点について (3) 納税証明書のオンライン請求の具体的な利用について	×
22		530	H28. 8.31	愛知県の平成28年度廃棄物行政について 第1部 産業廃棄物関係の許認可手続き等について 第2部 産業廃棄物の監視業務について	×
23		531	H28. 9.27	産業廃棄物収集運搬業許可申請について（入門編）	×
24	運輸交通部	357	H23. 1.26	倉庫業について	○
25		404	H23.10.26	自動車保管場所証明申請について（OSS申請における所在図及び配置図作成の際の留意について）	○
26		446	H24.10.10	一般貨物運送業の許可申請について	○
27		457	H24.12.17	安全性優良事業所認定制度（Gマーク）について	○
28		501	H26.10.29	(1) 特殊車両通行許可について (2) 道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針について (3) 特殊車両通行許可におけるオンライン申請について	○
29		519	H27.11. 5	(1) 車庫証明申請について (2) 自動車の登録業務について (3) 封印について（出張封印等）	○
30	国際・私法部	420	H24. 2.25	私法業務基礎研修会（初心者のための遺言作成実務基礎講座）	○
31		467	H25. 2.13	国際業務初心者向け研修会（初心者のための在留資格認定証明書交付申請）	○
32		480	H25.10.31	国際業務初心者向け研修会（初心者向け実務のポイント）	○
33		486	H26. 2.21	国際業務部門 帰化・相続手続きにおける韓国除籍等収集方法と見方	○

部	番号	年 月 日	内 容	オンデマンド研修用
国際・私法部	34	488	H26. 3.17 私法業務部門研修会（遺産分割協議書の書き方）	○
	35	504	H26.12. 4 行政書士が知っておくべき相続税の基礎知識	○
	36	509	H26.12.25 はじめての国際法 1	○
	37	510	H27. 2.18 はじめての国際法 2	○
	38	517	H27.11.24 出入国管理行政と日本型移民国家構想	○
	39	521	H28. 1.28 初心者向け研修DVD（在留資格認定申請書の書き方）DVD作製日 1／28	○
	40	526	H28. 3. 7 国際私法の考え方～相続と遺言について～	○
	41	528	H28. 4.25 国際私法の考え方～婚姻と離婚について～	○
	42	536	H29.11.16 国際業務部門研修会 ① 国家戦略特区（外国人創業活動促進事業）について ② 在留資格「経営・管理」のポイント	○
	43	539	H30. 2.22 H30. 3. 1 民事信託についての研修会（企画情報部と合同）	○
	44	540	H30. 2.27 技能実習法の実務についての研修会（法人経営部と合同）	○
	45	542	H30. 3.19 国際業務初心者向け研修会（永住許可申請について、パスポートの見方）	○
	46	547	H31. 2.21 国際業務研修会（フィリピン人の再婚と重婚問題）	○
	47	549	H31. 3. 8 在留資格「特定技能」に関する研修会	○
土地利用部	48	374	H23. 8.23 特定都市河川浸水被害対策法（境川（逢妻川）・猿渡川流域）の概要及び雨水浸透阻害行為の許可等について	○
	49	442	H24. 8. 8 市街化調整区域に建築するときの要件について（住宅関係）	○
	50	451	H24.10.31 開発許可制度の解説（開発許可の基礎を学ぶ）	○
	51	461	H25. 1.31 (1) 愛知県開発審査会基準第16号の改正及び第19号制定の解説 (2) 意外と人に聞けない市街区調整区域の話	○
	52	489	H26. 3.24 農地法第4条及び第5条の許可に係る審査基準	○
	53	493	H26. 7.24 愛知県における開発許可等	○
	54	502	H26.11.12 行政書士の土地利用業務（建物を建てる時の知識）	○
	55	507	H27. 1.19 土砂災害防止法に関する特定開発行為について	○
	56	516	H27. 9.24 尾張建設事務所建築課管内における市街化調整区域内の都市計画法第34条第1号「公益上必要な建築物及び日常生活のための必要な店舗等」、愛知県開発審査会基準第1号「農家の二・三男が分家する場合の住宅等」の運用を中心とする開発実務について	○
	57	523	H28. 1.27 行政書士の土地利用業務について	○
	58	527	H28. 3.24 開発許可（都市計画法）と農地転用の話	○
	59	532	H28. 9.26 行政書士の土地利用業務の基礎知識	○
	60	533	H29. 8.25 行政書士の土地利用業務の基礎知識～行政書士ができる空き家対策～	○
	61	538	H30. 1.31 愛知県開発審査会基準第1号、第7号の運用及び申請について	○
	62	544	H30. 9.14 土地利用業務の基礎知識	○
	63	545	H30.11.30 雨水浸透阻害行為許可に関する研修会	○
	64	548	H31. 3. 4 都市計画法に関する研修会	○
	65	550	H31. 3.18 農地法許可に関する初心者向け業務研修会	○
法人経営部	66	425	H24. 6.28 種苗法における品種登録と出願実務について	○
	67	445	H24. 9.24 告訴・告発状の作成の仕方についての研修会	○
	68	473	H25.10.10 法人経営部研修会 第1部 日本政策金融公庫の融資制度とその手続について 第2部 第二種金融取引業の新規登録について	○
	69	481	H25.12.13 法改正後のNPO法人の設立について	×
	70	499	H26.10. 6 経営者保証のガイドラインについて	○
	71	511	H27. 2.12 医療法人の設立について	×
	72	540	H30. 2.27 技能実習法の実務についての研修会（国際・私法部と合同）	○
	73	541	H30. 3.16 オーファンワークスについての研修会～著作権業務の可能性～	○

ライブラリ研修申込書

令和 年 月 日

愛知県行政書士会会長 殿

申込者	氏名			
	支部	支部	事務所TEL・FAX	
	会員番号			TEL () -
	メールアドレス			FAX () -

下記のとおり、研修会視聴を申込みます。

視聴希望日時	番号	研修開催日	内 容	備考
(例) 令和〇年〇月〇日△時	499	26.10. 6	経営者保証のガイドラインについて	

誓約事項

1. お借りした研修会媒体の複写・撮影等は、絶対いたしません。

【ライブラリ研修要領】

視聴場所	会館 2 階 C 会議室（視聴覚室）
視聴時間	10時から17時まで（受付時間10時～12時、13時～15時）
研修内容一覧	別紙、ご参照ください。
視聴申込み	視聴希望日の 7 日前までにFAX（052-932-3647）にて申込みください。 (視聴機器の台数に限りがありますので希望日を変更いただくことがあります)
キャンセル	予約を取り消す場合は、事務局までご連絡ください。
利用上の注意	<ol style="list-style-type: none"> 1. 視聴のためにご来館されたときは、事務局までお越しください。 2. 視聴できる研修会は愛知県行政書士会所蔵のものに限ります。 3. 館外への持出、貸出、持込による視聴はできません。 4. 視聴覚室の使用については、事務局職員の指示に従って頂き、注意を守らない場合は退出して頂く場合があります。

※定員オーバー等でお断りする場合のみ、その旨ご連絡
いたします。

※愛知会ホームページhttp://www.aichi-gyosei.or.jp/
の会員ページ「研修会ライブラリ」でオンデマンド
可能な研修会もございますのでご利用ください。

会受領印欄

業務相談会のお知らせ

◎相談を希望される方は、次ページ申込書をご利用ください。

初心者向け建設業関係業務・産廃（収運）業許可申請相談会

【建設業関係業務相談会】

建設環境部

内 容 建設業許可、経営事項審査等の建設業関係業務について

開催日 每月第4木曜日に開催

時 間 午後1時30分

【産廃（収運）業許可申請相談会】

内 容 産業廃棄物収集運搬業許可について

開催日 每月第4木曜日に開催

時 間 午後1時30分

※どちらもこれから業務を始める方等を対象とした初歩の相談を予定しております。

運輸関係業務相談会

内 容 自動車登録（車庫証明含む）について

運輸交通部

開催日 每月第1水曜日

時 間 午後1時30分

※初心者対象

初心者向け業務相談会

内 容 国際業務・私法業務について

国際・私法部

開催日 每月第2水曜日

時 間 午後2時30分から一人50分程度

※初心者対象

初心者向け土地利用関係業務相談会

内 容 農地転用許可、開発許可、建築許可等について

土地利用部

開催日 令和元年7月10日(水)、令和元年8月7日(水)

時 間 午後1時30分から4時まで

※初心者対象、土地利用の業務は地域によって許可基準が異なる場合がありますので、相談内容に関する資料をお持ちください。

初心者向け書類作成相談会

内 容 風俗営業許可申請、株式会社設立（法人登記以外）に限定

法人経営部

開催日 每月第1水曜日

時 間 午後2時から4時まで

※初心者対象

令和元年7月1日

会員各部

建設環境部
輸送交通部
国際・私法部
土地利用部
法人経営部

時下、ますますご健勝のこととお喜び申しあげます。

今年度、業務相談会を下記のように開催いたしますので、希望者の方は、この様式にてFAXでお申し込みください。なお、各業務相談会の開催日の7日前が締切です。

業務相談会申込書

該当する相談会に○印をしてください。

- 建設環境部 業務相談会【建設業関係業務・産廃（収運）業許可申請】
- 輸送交通部 運輸交通関係業務相談会
- 国際・私法部 初心者向け業務相談会
- 土地利用部 初心者向け土地利用関係業務相談会
- 法人経営部 初心者向け書類作成相談会【風俗営業許可申請・株式会社設立（法人登記以外）に限定】

支 部		会員番号	
氏 名			
開催日	月 日 ()	電話番号	
相談内容 (詳細を具体的にお書きください。)			

愛知県行政書士会 FAX 052-932-3647

会員訪問記

碧海支部：野村 篤司会員

会報委員 稲垣 宏隆



今回、碧海支部所属の野村篤司会員の事務所を訪問させて頂きました。

●事務所（行政書士法人エベレスト）の紹介をお願いします。

士業系コンサルティングファーム「エベレストグループ」の一翼を担う行政書士法人エベレストの代表社員で、前身となる個人事務所を2014年7月に開業しました。

大学卒業後は新卒で某士業法人に入社し、民事法務を集中的に取り組んでいたため、その時から数えると業界歴は早くも10年目に突入しました。

事務所は、2019年5月1日現在で名古屋市中村区、安城市、静岡市、大阪市北区に4つの拠点を持ち、在宅勤務社員1名を含む11名が日々業務に励んでいます。中国籍1名、韓国籍1名のフルタイム補助者が在籍しており、3月末まではベトナム籍の方もいらっしゃったので、グローバルな職場である点も特徴かもしれません。

●取扱業務は何ですか？

「総合型行政書士法人」として幅広く業務を取り扱っていますが、①民事法務（相続・遺言）、②中小

企業支援業務（経営革新計画等策定支援・補助金活用）、③申請取次（国際業務）、④土地利用業務の4分野で概ね8割を占めています。

●目指している行政書士法人像は？

「公益資本主義に基づき、専門的知見を用いて、社会的課題の解決に挑戦する」ことを経営理念として掲げ、日々「お客様満足の“最高峰”（＝代名詞エベレスト）を目指す」ことを行動基準として活動しています。そのため、自社の売上や利益を追求しつつも、視線の先は常に社会的課題の解決に向けて事業開発を行っており、これを理想像としています。最近では、一般消費者と専門家との間の「情報格差による不公正取引」を撤廃できるように、「専門特化型自動応答チャットボット（バーチャルアシスタント）」の開発や、「在留資格該当性」を数値化し、ソフトウェアの力で「不法就労問題」の解決に寄与する「エベレストキャリア（就労マッチングサイト）」の開発などを進めています。ソフトウェア投資に主軸を置きつつも、他にも年々深刻化する「介護難民」対策と「所有者不明土地・空き家」をマッチングさせて解決を図る事業、製造業界を中心とした生産性向上支援策パッケージ事業も展開しています。グループ内外を問わず、「異能」を結集させて多種多様な事業開発（課題解決）を行っている点で、ちょっと変わった行政書士法人かもしれません。

●趣味や特技を教えてください

社会人になってから「山好き」をこじらせてしまい、25歳で発足させた「若手ビギナー向け登山サークル」が日本最大級（日本全国6拠点、累計3千人超）になっています。NHK「クローズアップ現代」や「にっぽん百名山」でも放映されたこともあります。今は子どもが小さいのでなかなか登山が出来ていませんが、夏山シーズン中は毎週のよう日本各地の山に行っていました。愛知県行政書士会の中でも山好きの方がいらっしゃったら、山トークができると嬉しいです。

この度はお忙しい中、会員訪問の依頼をご快諾頂き誠にありがとうございました。

支部だより

名古屋
支部

常設無料相談会 (4月)

会報委員 廣瀬 亮一

日 時 平成31年4月16日(火)

午後1時～4時

場 所 名古屋市中村生涯学習センター1階ロビー

相談員 飯田 徹会員、松田 奈津子会員、

陸 遙会員、廣瀬 亮一会員

件 数 3件



4月16日(火)に名古屋支部常設無料相談会を中村生涯学習センターの1階ロビーにて行いました。

この日の1件目は、60代男性の方の遺言についてのご相談から始まりました。2件目のご相談者はご両親を遠方に持つ娘さんで、遺言や生前贈与、分割協議による相続についてのご相談でした。この無料相談会を「広報なごや」や「ホームニュース(中村区版)」で知ったとのことでした。また、3件目は生涯学習センターの利用者さんで相続や遺言、後見制度、民事信託について教えて欲しいとのことでした。

相談者の皆さんには知識や理解を深められ、より一層考えるきっかけになったのではないでしょか?

昭和
支部

平成31年度 定時総会

昭和支部 早川 信康

日 時 平成31年4月27日(土)

第1部定時総会午後3時～4時30分

第2部懇親会 午後5時～7時

場 所 ローズコートホテル(名古屋市中区大須)

出席者 総会48名、委任状79名、懇親会47名



昭和支部平成31年度定時総会が名古屋市中区のローズコートホテルで開催されました。

本会から竹田副会長を来賓にお迎えし、議長に伊福泰則会員、副議長に早川信康会員が選出され、議事が進行されました。途中今年度の事業計画の内容等について質疑がなされて、千田支部長からより具体的な計画が説明されました。今年度は引き続き、無料相談会やセミナーなどの広報活動に注力すると共に、企業法務研究会や建設業許可業務の勉強会を充実させ、会員の能力向上を図るとされています。議案はすべて承認されました。

総会終了後は、同会場の別室で懇親会が行われました。竹田副会長のご挨拶から始まり、食事をいただきながら、新任役員や新入会員の紹介等、終始和やかな雰囲気の中、会員同士の近況報告や情報交換が活発に行われていました。

0
尾張
支部

運輸交通部 活動報告

尾張支部 加藤 敏明

日 時 平成30年10月14日、27日
 場 所 グルッポふじとう運動場
 春日井市役所西駐車場
 テーマ 春日井ナンバー出張交換会
 出席者 延べ12人



尾張支部では昨年8月から運輸交通部の活動が始まり、その活動として、春日井市主催の「春日井ナンバー出張交換会」の手伝いをいたしました。「春日井ナンバー出張交換会」とは、昨年から始まった「地方版団柄入りナンバープレート」の広報活動の一環として、春日井市が行った市民向けのナンバー交換会で、平日にマイカーを登録事務所に持ち込むことなく、行政書士の丁種出張封印を利用してナンバープレートを団柄入り春日井ナンバーに交換できるイベントでした。

参加した尾張支部会員の主な作業は、車検証と車台番号を確認してナンバープレートを団柄入りナンバーに交換し、登録自動車には出張封印をすることでした。

私は小牧検査登録事務所の近くに事務所を構えているので、さらに交換会前の新しいナンバープレートと封印の受け取りと交換会後の古いナンバープレートの返却もさせていただきました。その際に「軽自動車用車両番号標後返納確認書」について丁種封印管理委員の先生に教えていただけて、軽自動車でもナンバープレートの後返納ができることを知る事ができました。

このような規模の出張封印は、愛知県行政書士会や尾張支部の活動だからこそできるものなので、今後も行政書士広報月間等に継続して行えるよう、尾張支部運輸交通部で働きかけたいと思いました。

0
海部
支部

平成31年度 定時総会

海部支部 岩井 実

日 時 平成31年4月13日(土)
 午後5時～8時
 場 所 丸河
 出席者 25名



海部郡蟹江町の丸河にて、平成としては最後の年となる31年度の海部支部定時総会が開催されました。

山岡幹雄副支部長が開会を宣し、支部長があいさつした後に御臨席の本会顧問である飛島村長の久野時男様、衆議院議員の岡本充功様、衆議院議員の長坂康正様秘書の野村悠介様、愛知県議会議員の横井五六様、愛知県議会議員の石塚吾歩路様、愛知県議会議員当選者の小木曾史人様、津島市議会議員の山田真功様、あま市議会議員の宮地直宣様、あま市議会議員の後藤哲哉様の総勢9名の来賓の方からお祝いの言葉をいただきました。

また、本会からは長瀬紀美子副会長がご出席ください、お祝いの言葉をいただきました。

その後、近藤信宏会員が議長に選出され、以下の順で議事が進行しました。

第1号議案	平成30年度事業報告の件
第2号議案	平成30年度会計決算承認の件
第3号議案	平成31年度事業計画（案）承認の件
第4号議案	平成31年度会計予算（案）承認の件
第5号議案	愛知県行政書士会海部支部規則の一部改正（案）承認の件

第6号議案 支部役員改選の件

本総会において、慎重審議の結果、全議案とも可決承認され、新支部長の太田文安会員から支部長就任の挨拶がありました。

その後は、同場所にて懇親会が開催されました。懇親会にも多くの来賓の方及び会員に参加していただき、終始和やかな雰囲気のなか、会員間の親睦が深められたようです。

中央
支部

平成31年度第1回運輸
交通業務部会研修会

会報委員 戸加里 邦子

日 時 平成31年4月17日(水)
午後6時～8時
場 所 愛知県行政書士会館 3階会議室
講 師 堀田 英治会員(中央支部)
テーマ 『一般貨物自動車運送事業の許可手続き』
出席者 19名



中央支部の平成31年度第1回運輸交通業務部会研修会は、当支部の堀田英治会員をお招きして「一般貨物自動車運送事業の許可手続き」について講義をしていただきました。堀田会員は自動車業界全体についても精通されている、当支部きってのエキスパートです。実際に堀田会員が使用されているチェックリストを含めた、実践的なレジメを用意して下さいました。講義は、許可申請要件の4本の柱である「人」「場所」「物(車両)」「資金」毎の説明を中心に、板書や受講者への問いかけを交えたインタラクティブな内容でした。

ネットショッピングの増加に伴い、右肩上がりであった自動車運送事業者数ですが、ここ数年は減少傾向にあり、理由として許可要件が年々大変厳しくなっていることがあるそうです。時折旅客バスの過剰労働による大事故が発生していることや、「働き方改革」の流れを受けて、労働環境については特に厳しいチェックが入るそうです。この様に厳しい許可要件の中、申請業務を請負うには行政書士として運送業務について精通していることはもちろん、関連法令についてもしっかりと理解することが必要であると、改めて実感しました。

知多
支部

平成31年度
定時総会&懇親会

知多支部 間瀬 洋平

日 時 平成31年4月19日(金)
午後2時30分～4時30分
場 所 半田市宮路町53番地
住吉福祉文化会館
出席者 62名+委任状出席91名=出席者総数153名



平成31年度行政書士会知多支部定時総会が、本会より出席の前田望会長はじめ、多くの来賓の方々にご臨席を賜り実施されました。

開会に先立ち、昨年ご逝去された会員の方に黙祷をささげました。

議事に入る前に一旦場所を移し、記念撮影を行いました。今年の総会も晴天に恵まれ屋外での記念撮影をすることができました。

また、今年は知多支部60周年ということで、隣接する住吉神社にて、知多支部のさらなる発展をご祈祷していただきました。祈祷後、議場に戻り議会が再開されました。

総会は滞りなく進み第1号～第6号議案のすべての議案について承認されました。新入会員の紹介後、総会は終了いたしました。

総会後の懇親会は、住吉福祉文化会館2階大ホールにて盛大に行われました。

例年、知多支部の懇親会では、とても豪華な料理が出ます。今年は60周年記念事業の一環として、例年以上の豪華な料理がでました。

大勢の会員たちが食事を楽しみながら、名刺交換をしたり、情報交換したりと、会員同士の親睦を深めることができました。

最後に記念の紅白饅頭と集合写真を受け取り、解散となりました。皆さん、お疲れ様でした。

0
尾北
支部平成31年度
定時総会

会報委員 梶原 郁

日 時 平成31年 4月20日(土)

午後 4時～5時30分

場 所 臨江館(犬山市木曽川河畔)

出席者 31名 委任状 50名 合計 81名



上記の日程において、平成31年度定時総会が開催されました。最初に佐藤友泰支部長の挨拶があり、ご臨席賜りました県会議員の原欣伸様、村瀬正臣様それぞれからお祝いの言葉をいただいた後、議事に入りました。

議長には堀己喜男会員が選出され、報告及び審議事項は以下の通りです。

報告事項 本会会務報告

審議事項 1. 平成30年度支部事業報告及び収支決算報告承認の件
2. 平成31年度事業計画(案)承認の件
3. 平成31年度予算(案)承認の件
4. 役員改選の件

各議案について今年度も活発な質疑応答があり、会員の支部運営に対する意識の高さが窺われる中、堀議長のスムーズな議事進行の下での慎重審議の結果、全議案とも可決承認されました。また今年度は役員改選の年でもあり、支部長推薦委員会の澤田和徳委員長から支部長推薦委員会にて佐藤支部長の再任が全会一致で決定した旨の報告を受け、本総会においても承認となりました。

最後は本会からご臨席くださいました蟹江公明副会長からお祝いの言葉をいただき、無事閉会となることが出来ました。

0
中央
支部

名東の日・区民まつり無料相談会

中央支部 清水 良枝

日 時 令和元年 5月 7日(火)

午前 9時～4時

場 所 名東区役所 1階第8会議室

件 数 8件



5月10日〈MAY10DAY〉は、名東の日です。5月7日(火)～13日(月)第24回名東の日・区民まつりが行われました。今回、中央支部はこの区民まつりにイベント参加いたしました。

区民まつりの期間中1日のみではありますが、名東区役所内の会議室にて、無料相談会を開催いたしました。

8組のご相談があり、そのほとんどが遺言・相続のご相談でした。区民まつりではスタンプラリーを行っていましたが、スタンプ目当てにお越しになられた方ではなく、どなたも真剣な面持ちでお越しになられました。

中央支部は毎月1回、名東区役所にて無料相談会を開催していますので、今では区役所の職員の方々が、「今、相談会をやっているから行ってみたらいかがですか」と相談者を促し、会場まで連れてきてくださることが多くなりました。この日も2組がそうでした。区役所と行政書士との連携によって、一人でも多くの方のお役にたつことができ、本当に良かったと思います。

区民まつりにイベント参加したことによって、名東区役所との信頼関係をさらに深めることができ、また行政書士を身近に感じてもらえる良い機会となりました。こういった意味も含めて、とても有意義な相談会でした。

0
一宮
支部

平成31年・令和元 年度支部総会

会報委員 奥 智子

日 時 令和元年 5月10日(金)
午後 3時～7時30分
場 所 尾張一宮駅前ビル (iビル) 7階
会員総数 173名
出席者総数 124名 (うち委任状出席者65名)



平成31年・令和元年度の一宮支部総会が、本年も尾張一宮駅前ビル (iビル) にて開催されました。

総会開会にあたり、平松里香支部長の挨拶から始まり、来賓にお迎えした一宮市長中野正康様、本会から竹田勲副会長より祝辞を頂戴致しました。

その後総会議事に入り、前年度の活動報告や決算、また本年度の活動計画や予算案が審議され、前議事原案どおり承認されました。

さらに本年度から2年間の支部役員改選が行われ、新支部長に内藤広子副支部長を始めとする役員の選出及び承認を受けました。今後も内藤新支部長のもと更なる支部発展を遂げていきたいと思います。

また4年間支部長としての重職を全うされ支部を支えて頂いた平松里香支部長に感謝を申し上げます。

引き続き退任される役員より挨拶、本会報告、各部会報告が終わると、新入会員紹介と自己紹介をして頂きました。新入会員の方々には、近い将来支部運営の担い手として活躍願えるよう期待致します。

総会終了後、同会場にて懇親会を行いました。

稻沢市長加藤錠司郎様、日本政策金融公庫一宮支店融資課長須江慎二様、県議、市議の皆様をお迎えし、歓談の時を過ごしました。また、宴会途中恒例となりつつある新入会員と役員とのコラボ余興では今年は10名もの構成メンバーで演じ、会場を大いに盛り上げてくれました。ご協力頂いた会員の方々、ありがとうございました。

0
西尾
支部

平成31年度定時総 会&支部懇親会

会報委員 加藤 隆広

日 時 令和元年 5月10日(金)
午後 3時30分～8時30分
場 所 西尾商工会議所 日本料理五郎田
会員総数 64名
出席者数 46名 (当日出席18名 委任状28名)



平成31年度の定期総会、支部懇親会が5月10日に開催されました。平成30年度の報告と、平成31年度の事業計画案、予算案の承認、役員改選を議題に行いました。来賓として愛知県行政書士会蟹江公明副会長をお招きし、御祝辞を頂きました。

平井治清議長の仕切りのもと、各議題は満場一致にて可決承認されました。

定期総会終了後、別会場にて支部懇親会が行われました。懇親会では西尾市長：中村健氏、愛知県議会議員：山田高生氏、愛知県議会議員：渡辺靖氏もご参加いただき、時間の許す限りご歓談ください、時間が足りないと感じるほど、大変実り多く有意義な懇親会となりました。

新城
支部令和元年度
定時総会

会報委員 矢澤 あや子

日 時 令和元年5月10日(金)
午後4時～5時15分
場 所 新城文化会館 304会議室
出席者 会員22名



令和元年度の新城支部定時総会は、鈴木支部長の挨拶に始まり、慶祝金贈呈、新入会員の紹介を行い、議長に佐野会員が選出され進行されました。

- 第1号議案 平成30年度事業報告
- 第2号議案 平成30年度収支決算承認
- 第3号議案 令和元年度事業計画（案）
- 第4号議案 令和元年度収支予算（案）
- 第5号議案 支部役員改選

以上の議案が上程され、滞りなく全ての議案が原案どおり承認されました。

その後来賓である穂積新城市長、東三河総局新城設楽振興事務所次長大野様、また本会の前田会長の祝辞を頂き、総会は終了しました。

総会後の懇親会は、場所を“清月”へ移し、来賓の方々と出席会員とで乾杯の発声のもと始まりました。親睦会の中盤では、来賓として衆議院議員今枝様も駆けつけてください祝辞を頂きました。本年度は、新入会員も例年に比べて多く、美味しい食事とともに和やかな雰囲気のなか、会員同士の親睦を深めることができました。最後は新入会員による一本締めで、懇親会は盛大に終了しました。

東三
支部令和元年度
支部定時総会

会報委員 山本 真基

日 時 令和元年5月10日(金)
午後3時～5時
場 所 ホテルアソシア 5階 ザボールルーム



平成が終わり、改元後初めての東三支部定時総会が豊橋市内のホテルアソシア豊橋にて執り行われました。出席者全員で行政書士倫理綱領を声高らかに唱和し、新時代令和の行政書士としての活躍を胸に抱き、総会審議に臨みました。本年は支部規則改正や役員改正が議案として上程されましたが、滞りなく審議を終えることができました。

役員については、青山貴洋新支部長が選任され、フレッシュな新体制で益々東三支部の発展が期待されます。山口妙子前支部長時代には支部事務局の移転という大変な事業を成し遂げられ、女性会員が多く会務に参加できるよう門戸を広げてくださったことにより、東三支部全体として幅広い活動が可能となりました。豊橋市役所はじめ豊川市、田原市、蒲郡市の各市役所においても無料相談会の実施が実現し、市民にもっとも近い法律家としての広報活動が充実したものになったと思います。今後も青山新支部長のもと、新時代の行政書士像を東三支部全員で作り上げていくとともに、地域社会の進歩発展に協力できるよう、日々研鑽してまいりたいと思います。

0
尾張
支部

令和元年度 定時総会

会報委員 印東 宏紀

日 時 令和元年5月11日(土)
午後3時30分～5時
場 所 JR勝川駅前「ホテルプラザ勝川」



尾張支部では、恒例の定時総会を開催しました。開会は、尾張支部の内山支部長の挨拶に始まり、来賓のご挨拶として、本会前田会長の祝辞が代読されました。そして、恒例の前年度に関する決算報告・監査報告の承認、本年度の活動方針、予算案の議決について、滞りなく進行することができました。

また、本年度は当支部長を始めとする役員の改選が行われ、昨年度に引き続いて、若手の会員を中心とした支部の運営が進められることとなりました。

その後は、会員間の親睦会の席に移動することとなり、地元選出の丹羽衆議院議員、伊藤春日井市長、春日井公証役場の公証人様より、総会の開催に関する祝辞を頂きました。また、新入会員の方の自己紹介もあり、終始和やかな雰囲気の中で会員相互の親睦が図られました。

本年度は昨年度以上に、尾張支部の興隆の機会が多くありますことを祈念する次第です。

0
岡崎
支部

令和元年度 定時総会開催

会報委員 伊東 毅

日 時 令和元年5月12日(日)
午前10時30分～11時20分
場 所 岡崎市竜美丘会館 501会議室
会員総数 201名
出席者数 104名
(内訳 当日出席34名 委任状70名)



令和に元号が変わって初めての岡崎支部定時総会が開催されました。司会を務める片桐正勝副支部長の開会の辞で始まりました。

竹田雅彦支部長の挨拶、島津達雄前支部長の挨拶に続き、来賓である愛知県行政書士会長代理の野田悦子副会長から祝辞を頂きました。

澤入敏治会員が議長に指名され、議事に入りました。米村篤史副支部長より平成30年度の会務の報告、島津達雄前支部長より決算の報告がありました。その後、黒野晃司監事から監査結果報告がなされました。

続いて竹田雅彦支部長より令和元年度の事業計画と予算案が報告されました。

具体的な取り組みとして、市民に役立つための無料相談会を引き続き開催すること、関係官公署および他士業との連携・協調を図ること、岡崎市固定資産評価審査委員会や岡崎市防災会議等の委員会・審議会等に積極的に参加することが報告されました。

さらに支部の台帳や帳簿を電磁的記録による方法もできるよう支部会則の改正案が提示されました。

以上、全ての議案が可決承認され、定時総会は終了しました。

懇親会は、米村篤史副支部長が司会を務めました。内田康宏岡崎市長はじめ顧問の方々から祝辞を頂き、島津達雄相談役の乾杯の発声で始まりました。

レストランの美味しい食事と共に和やかな雰囲気の中、会員同士の親睦を深めることができました。鍋田建治相談役による一丁締めで、懇親会は盛会のうちに終了しました。

0
碧海
支部令和元年度
定時総会

会報委員 稲垣 宏隆

日 時 令和元年5月13日(月)

午後4時～

場 所 ホテル グランドティアラ安城

出席者 碧海支部会員、自治体関係者（来賓）



令和元年度碧海支部の定時総会が安城市のホテルグランドティアラ安城で開催されました。

開会のことば、支部長のあいさつの後、永井收夫会員が議長に選出され、以下の順に議事進行いたしました。

【議題】

第1号議案 平成30年度事業経過報告の件

第2号議案 平成30年度会計決算報告及び

財産目録承認件

第3号議案 令和元年度事業計画（案）承認の件

第4号議案 令和元年度会計予算（案）承認の件

第5号議案 支部役員改選の件

なお議案については、概ね執行部の原案どおり可決承認され、総会は滞りなく終了することができました。会場には安城市長をはじめ、各自治体関係者の皆様に来賓として御臨席願い、祝辞を述べていただきました。

会場を移し、懇親会が開催されました。定時総会から引き続き多くの会員が参加され、和やかな懇談の中、盛会のうちに終了いたしました。

0
西北
支部令和元年度
定時総会・懇親会

会報委員 加藤 朋彦

日 時 令和元年5月17日(金)

総会 午後5時～5時45分

懇親会 午後6時～8時

場 所 名古屋市中村区名駅四丁目3番25号

キャッスルプラザ

出席者 総会 会員出席者32名 ご来賓1名

(委任状出席者91名)

懇親会 会員出席者32名 ご来賓15名



西北支部ではキャッスルプラザにおいて、令和元年度定時総会・懇親会が開催されました。

総会は大石文浩会員の司会進行のもと、村瀬弘一会員の開会の辞により定刻通り開催されました。物故会員に対しての黙祷、黒澤淳支部長よりご挨拶をいただき、続いて本会からご来賓の野田悦子副会長よりご来賓挨拶を賜りました。

議長には杉野祐敬会員が議長選任され、以下の審議事項の審議に入りました。

議題

第1号議案 平成30年度事業経過報告

第2号議案 平成30年度会計決算報告承認の件

第3号議案 令和元年度事業計画（案）承認の件

第4号議案 令和元年度収支予算（案）承認の件

第5号議案 愛知県行政書士会西北支部規則第7条の規定による役員選任の件

いずれの議案についても滞りなく報告・説明がなされ、質疑もなく慎重な審議を経て、満場一致で可決承認されました。最後に横井豊会員から閉会の辞をいただき、無事総会は終了しました。

総会終了後、会場を移し懇親会が開催され、多くのご来賓の方々からご祝辞を賜り、会場内は終始和やかな懇談の中、盛会のうちに終了しました。

〇
豊田
支部

令和元年度 定時総会

会報委員 岡田 厚子

日 時 平成30年5月17日(金)
午後2時45分～5時
場 所 豊田産業文化センター 小ホール
テーマ 開会の辞、支部長挨拶、会長挨拶、
議事(第1号議案～第5号議案)、
新入会員の紹介、ミニライブ、来賓祝辞、
閉会の辞
出席者 49名



今回の定時総会は、豊田市長、みよし市副市長等を来賓としてお招きし、盛大に開催されました。

議事等は全て滞りなく進行し、可決されました。本年度は支部役員改選が行われ、勝田崇会員が新支部長として承認されました。

ミニライブはプラスアンサンブル・ロゼによる金管楽器の演奏で、クイーンの楽曲等が披露されました。

定時総会終了後は名鉄豊田ホテルにて懇親会が開催され、華やかかつ盛大な一日は終了しました。

〇
東名
支部

令和元年度 定時総会

東名支部 服部 弘美

日 時 令和元年5月18日(土)
午後4時～6時
場 所 メルパルク名古屋
総会員数 137名
出席者数 112名(うち委任状出席者73名)



去る5月18日、令和元年度第18期東名支部定時総会が開催されました。

定刻、藤島宏充会員の司会進行のもと、成田憲治会員の開会のことばに始まり、相馬保宏支部長がご来賓の方々とご出席会員へご挨拶をされた後、本会からお越しいただいた竹田勲副会長をはじめとするご来賓の方々より順にご祝辞をいただきました。

その後、議長には勝友香梨会員、副議長には門田千穂会員が指名され、議長による議事録署名者の指名と議長挨拶の後、直ちに報告事項及び審議事項に入りました。

報告事項 平成30年度 事業経過報告
第1号議案 平成30年度 収支決算報告
第2号議案 令和元年度 事業計画(案)
第3号議案 令和元年度 収支予算(案)
第4号議案 任期満了による役員改選

以上の議案につき、それぞれ議場に諮り、慎重審議を経て、満場一致にて可決承認されました。

その後、会場を移し、会員相互の親睦を兼ねた懇親会が開催されました。定時総会から引き続き多くの会員が参加し、和やかな懇談の中、盛会のうちに終了いたしました。

名南
支部令和元年度
定時総会

会報委員 長峰 均

日 時 令和元年5月20日(月)
午後5時30分～
場 所 サイプレスガーデンホテル(金山)
会員総数 213名(平成31年3月31日現在)
出席者数 132名(当日出席52名、委任状80名)
来賓者数 11名(懇親会出席者も含む)



標記のごとく、会則24条に基づき、令和元年度名南支部定時総会が有効且つ適正に開催されました。

【議事】

第1号議案 支部活動の概要ならびに平成30年度会務報告承認の件

第2号議案 平成30年度会計報告ならびに財産目録承認の件
監査報告 監事：鈴木孝一、鰐部伸一

第3号議案 令和元年度事業計画(案)承認の件

第4号議案 令和元年度会計予算(案)承認の件

第5号議案 支部規則第7条による役員選任の件
(役員選考委員会)

定刻、司会者に元木広行会員が選出され、司会者進行の下、先ずは鬼頭喜代志幹事より開催宣言が発せられ、石川光男支部長の挨拶及び、本会から出席されました竹田勲本会副会長より祝辞を戴きました。

また、来賓として御臨席戴いた議員を代表して、橋本浩幹名古屋市会議員(会員)にて祝辞の御挨拶を戴きました。橋本議員より、臨席された横井利明名古屋市会議員、藤沢忠将名古屋市会議員、中里高之名古屋市会議員、岩本たかひろ名古屋市会議員、服部しんのすけ名古屋市会議員、森ともお名古屋市

会議員、岡明彦愛知県議会議員の紹介がありました。また熱田公証役場から内田計一公証人にも御臨席戴きました。なお、関係者からの祝電も読み上げられました。

議事に入るにあたり、司会者から転入会員3名と新入会員4名の紹介がありました。その後、出席会員数の確認・報告がなされた後、正副議長並びに議事録作成・署名人の選出が議場に諮られ、議長には河合治彦副支部長、副議長には吉田秀子副支部長、議事録作成・署名人には出原輝明副支部長と青木功幹事がそれぞれ選出されました。

議長の発議にて議事に入り、山本篤副支部長と頼田佳代子会計担当幹事からの報告と提案が諮られ、審議の結果、第1号～4号議案は満場一致にて速やかに承認されました。第5号議案は、役員選考委員長に鬼頭幹事が選任され、選考委員会審議の結果、新期役員体制が決りました。新役員・再任役員の皆様、新元号となった任期2年間宜しくお願いします。

最後に、鈴木監事による閉会宣言にて総会が程無く終了致しました。

総会終了後の懇親会では、工藤彰三衆議院議員の秘書様も参加され、川津聖司幹事進行の下、石川支部長及び内田公証人と森名古屋市会議員から挨拶を戴きました。懇親会の席では、恒例のbingoゲームを挟み、円卓テーブルを囲んだ有意義な会員・来賓交流が行われました。

最後は、川村敏治幹事による閉会の挨拶で総会、懇親会とも盛会に終える事ができ、お骨折り頂いた会員各位には感謝致します。



〇
名古屋
支部

常設無料相談会 (5月)

会報委員 廣瀬 亮一

日 時 令和元年5月21日(火)
午後1時～4時
場 所 名古屋市中村生涯学習センター1階ロビー
相談員 竹内 弘幸会員、金丸 洋会員
件 数 4件



5月21日(火)に名古屋支部常設無料相談会を中村生涯学習センターの1階ロビーにて行いました。

この日は70代女性の方からの空き家に関するご相談から始まりました。二軒長屋でお隣さんとの絡みがあるため取り壊せず困っているとのことでした。2件目は70代男性の方で、子供への生前贈与について、自らインターネットで調べた生前贈与契約書などのフォーマットを持参してのご相談でした。3件目は70代女性の方で、以前購入された会員制のホテルの会員権の売却についてのご相談でした。4件目は亡くなられたご両親名義の株と信託銀行の名義変更についてのご相談でした。

ご相談者は、無料相談会を“広報なごや”で知った方や生涯学習センターの利用者さんでした。

〇
名古屋
支部

令和元年度 支部定時総会

会報委員 廣瀬 亮一

日 時 令和元年5月25日(土)
午後4時～
場 所 名鉄ニューグランドホテル7階椿の間
出席者 50数名



令和元年度名古屋支部定時総会が、昨年に引き続き名鉄ニューグランドホテル7階椿の間に開催され、議決権のない新入会員も含めると50数名の参加となりました。

司会を松田奈津子会員が務め、今田泰久会員の開会宣言の下、牧野昌浩支部長の挨拶、そして来賓の愛知県行政書士会竹田勲副会長のご挨拶と続き、議長に小塙孝会員、議事録署名人に佐藤友哉会員と陸遜会員が選出され、議事が進行していきました。

- 第1号議案 平成30年度活動報告
- 第2号議案 平成30年度収支報告
- 第3号議案 令和元年度活動方針案
- 第4号議案 令和元年度予算案
- 第5号議案 役員選任の件

以上の議案が上程され、滞りなく全ての議案が原案どおり承認され、渡辺尚美会員の閉会宣言にて無事終了しました。

総会終了が予定より15分ほど早く終ったため、新しい執行部を代表して次期支部長の渡辺尚美会員の挨拶と新入会員の紹介がありました。

その後、場所を隣の部屋へ移し懇親会が開催され、来賓として多くの協力議員の方々にもご参加いただくと共に、会員相互の親睦も深めることができ盛会のうちに終えることができました。

0
中央
支部

令和元年度 定時総会

会報委員 戸加里 邦子

日 時 令和元年 5月23日(木)

午後 6時～9時

場 所 名古屋マリオットアソシアホテル 16階

出席者 71名



令和元年度の中央支部定時総会は、昨年に引き続き名古屋マリオットアソシアホテルにて開催されました。

定刻になり、清水良枝会員の司会進行のもと、物故会員への黙祷、中村美帆子支部長挨拶、来賓の蟹江公明副会長のご挨拶と続き、議長に本多証一会員、副議長に成瀬大三郎会員が選任され議事が進行して

ゆきました。

第1号議案 平成30年度会務報告承認の件

第2号議案 平成30年度決算報告承認の件

第3号議案 令和元度事業計画（案）承認の件

第4号議案 令和元度事業予算（案）承認の件

第5号議案 支部役員選任（案）承認の件

以上の議案が上程され、質疑応答の後、滞りなく全ての議案が原案どおり承認されました。

総会終了後は17階の「ルピナス」にて懇親会が開かれました。今年は来賓として、酒井やすゆき参議院議員、大塚耕平参議院議員、筒井タカヤ愛知県議会議員、つじ秀樹愛知県議会議員、政木りか愛知県議会議員、黒田太郎愛知県議会議員、中田ちづこ名古屋市会議員、山田昌弘名古屋市会議員、日比美咲名古屋市会議員の9名の議員の方々、古川元久衆議院議員、まだ裕二愛知県議会議員は代理として秘書の方がお出席下さい、併せて11名にお越し頂きました。議員の方々を代表して、酒井議員、大塚議員、そして会半ばに当支部の会員でもある中田議員、辻議員、政木議員、からご挨拶を頂戴しました。

竹田勲会員の乾杯のご発声のもと賑やかに懇親会が始まり、皆さん和やかに歓談されていました。2時間の懇親会はあっという間で、中央支部の更なる発展を祈念して早川忠会員の締めで散会となりました。

【注意】出入国在留管理庁を騙る不審な文書について

「出入国在留管理庁」を装い、中華料理店宛て、訪問調査の実施を予告する文書がインターネット上で広がっているようです。

当庁においては、そのような文書を発出しておりません。今後、同文書に基づいて、当庁の職員を名乗り連絡、訪問をしてくる可能性もありますので、御注意願います。

不審な連絡等があれば最寄りの出入国在留管理局にお問い合わせください。

【該当文書の概要（※以下は、当庁が入手した文面のまま）】

○宛名

中華料理店経営者各位

○文書発出元

出入国在留管理庁（旧入国管理局）

就労審査第一部門

03-●●●●-●●●●（実在する電話番号を記載）

○件名

訪問調査ご協力のお願い

○本文内容

2019年4月1日より、改正出入国管理法が施行されたことに伴い、現状調査を実施することになりました。

2019年6月1日より全国の中華料理店を当局職員が順次訪問し調査させていただきます。大変お手数をおかけしますが、ご協力の程よろしくお願い致します。

（法務省HPより）

事務局だより

■平成31年4月

1日(月)	事務局プロジェクト会議開催
2日(火)	ADR手続説明会開催 野田副会長、本多常務理事 大口町役場まちづくり推進課来館対応 市川常務理事 登録会務
3日(水)	第1回役員推薦委員会開催
6日(土)	名城大学院科目履修行政法Ⅰ開催
8日(月)	封印管理委員会丁種指定研修会開催
9日(火)	本会常設無料相談会開催 総務省名古屋総合行政相談所くらしの行政・法律相談開催 会報5月号校正会議開催 仙石副会長、川村常務理事 広告代理店来館対応 役員打合せ開催
10日(水)	正副会長会開催 新規登録受付
11日(木)	法務部会開催 総務部打合せ開催 新規登録受付 広報部打合せ開催
12日(金)	経理部会開催 新規登録受付
13日(土)	前田会長 日行連桜を見る会出席
14日(日)	前田会長 コスモスあいち「終活セミナー」出席
15日(月)	仙石副会長、川村常務理事 広告代理店来館対応
16日(火)	部長会開催 本会監査会開催 ADR手続説明会開催 仙石副会長、川村常務理事 中部管区行政評価局来館対応
17日(水)	丁種DVD研修開催
18日(木)	西川相談役 日行連高松入管訪問 西川相談役 日行連申請取次実務研修会出席 第2回役員推薦委員会開催 苦情対応委員会開催 市川常務理事 県法務文書課訪問
19日(金)	職務上請求書ビデオ説明会開催 登録証交付式 役員推薦委員会第5回正副委員長会開催 市川常務委理事 マリオットアソシアホテル、キヤッスルプラザホテル訪問
20日(土)	名城大学院科目履修行政法Ⅰ開催
22日(月)	部長会開催 理事会開催 幹事会開催
23日(火)	経審新規要員養成実習開催 野田副会長、本多常務理事 中部地方整備局用地部来館対応 仙石副会長、小柳津常務理事 中国駐名古屋総領事着任セレブション出席 田宮相談役、前田会長、岡田・山田会員 赤松政経大ゴルフ大会参加 就業規則打合せ開催 コスモスあいち更新研修開催

24日(水)	前田会長 日行連理事会出席 前田会長 日行連法改正推進に係る関係議員事務所訪問 申請取次行政書士管理委員会開催 申請取次行政書士管理委員会指定研修会開催 本多常務理事 中地整損失補償算定標準書説明会出席
25日(木)	前田会長 日行連理事会出席 前田会長 日行連法改正推進に係る関係議員事務所訪問 仙石副会長、川村常務理事 名古屋市市民経済局訪問
26日(金)	コスモスあいち部長会開催 コスモスあいち更新研修開催
27日(土)	名城大学院科目履修民法Ⅴ開催

■令和元年5月

7日(火)	ADR手続説明会開催
8日(水)	新規登録受付 総務打合せ開催
9日(木)	部長会14:00開催 第1回総会・大会運営委員会開催 新規登録受付 水野・戸加里理事 自由業団体大学生のための資格業ガイドンス出席
13日(月)	キヤッスルプラザとの打合せ開催 総務打合せ開催 職員面談開催
14日(火)	本会常設無料相談会開催 総務省名古屋総合行政相談所くらしの行政・法律相談開催
16日(木)	市川常務理事、森局長 県法務文書課、名古屋市秘書課訪問 市川常務理事 公証役場訪問 市川・柴田常務理事 伊藤弁護士訪問
18日(土)	名城大学院科目履修民法Ⅴ開催
20日(月)	職務上請求書ビデオ説明会開催 登録証交付式
21日(火)	西川相談役 日行連申請取次事務研修会出席 ADR手続説明会開催 経審新規要員養成実習開催
22日(水)	西川相談役 日行連大阪入管訪問
24日(金)	申請取次行政書士管理委員会開催 竹田副会長、早川常務理事、安藤主任 南山大学訪問
25日(土)	名城大学院科目履修行政法Ⅰ開催
27日(月)	正副会長会開催 第2回総会・大会運営委員会開催
28日(火)	部長会開催 会報7月号編集会議開催 総務打合せ開催 本多常務理事 所有者不明土地法ガイドライン説明会出席
30日(木)	部長会開催 第3回総会・大会運営委員会開催 令和元年度第69期定期総会、定期大会開催

令和元年 5月25日現在

個人会員数 3,012人
法人会員数 43法人

新規登録入会者の紹介



登録番号 第19190615号
会員番号 第6092号
入会年月日 平成31年4月2日
氏名 竹内 詩織

事務所 行政書士竹内事務所
名古屋市中区栄五丁目12番24号 (ライオンズマンション久屋通1003号)

電話番号 052-262-3351 所属支部 中央



登録番号 第19190619号
会員番号 第6096号
入会年月日 平成31年4月2日
氏名 森 雅和

事務所 行政書士森事務所
名古屋市瑞穂区松園町1丁目8番地 (キャッスルミニ松園102号)

電話番号 052-875-5780 所属支部 名南



登録番号 第19190616号
会員番号 第6093号
入会年月日 平成31年4月2日
氏名 松浦 永美

事務所 東名行政書士法人
名古屋市中区錦三丁目23番31号 栄町ビル4階

電話番号 052-955-1417 所属支部 中央



登録番号 第19190620号
会員番号 第6097号
入会年月日 平成31年4月2日
氏名 森本 能史

事務所 森本能史行政書士事務所
名古屋市東区葵3丁目25番15号 シティファミール千種506

電話番号 052-700-9456 所属支部 中央



登録番号 第19190617号
会員番号 第6094号
入会年月日 平成31年4月2日
氏名 三宅 正一郎

事務所 三宅正一郎行政書士事務所
名古屋市北区尾上町1番地の4 (メリアA棟802号)

電話番号 052-750-3881 所属支部 西北



登録番号 第19190621号
会員番号 第6098号
入会年月日 平成31年4月2日
氏名 伊藤 誠

事務所 行政書士伊藤事務所
名古屋市名東区植園町3丁目19番地の1

電話番号 052-781-6238 所属支部 中央



登録番号 第19190618号
会員番号 第6095号
入会年月日 平成31年4月2日
氏名 木町 祐介

事務所 ゆめのほし行政書士事務所
名古屋市中区丸の内3丁目7番26号 ACAビル5階

電話番号 所属支部 中央



登録番号 第19190622号
会員番号 第6099号
入会年月日 平成31年4月2日
氏名 中井 玲

事務所 行政書士法人パートナー
名古屋市中村区名駅4-2-10 日進ビル302号

電話番号 052-485-4678 所属支部 名古屋

会員の動向



登録番号 第19190623号
会員番号 第6100号
入会年月日 平成31年4月2日
氏名 戸田 清和

事務所 とだ行政書士事務所
碧南市石橋町3丁目104番地5
電話番号 0566-78-4799 所属支部 碧海



登録番号 第19190628号
会員番号 第6105号
入会年月日 平成31年4月2日
氏名 池田 侑史

事務所 行政書士いけだ事務所
豊川市諏訪西町二丁目4番地 ルームすわにし102
電話番号 0533-56-2027 所属支部 東三



登録番号 第19190624号
会員番号 第6101号
入会年月日 平成31年4月2日
氏名 神野 啓二

事務所 行政書士神野啓二事務所
名古屋市中区金山一丁目7番4号 ニッセイ・ディーセント金山303
電話番号 052-265-7397 所属支部 中央



登録番号 第19190629号
会員番号 第6106号
入会年月日 平成31年4月2日
氏名 稲垣 茂

事務所 行政書士稻垣茂事務所
名古屋市東区筒井三丁目25番8号
電話番号 080-9116-7980 所属支部 中央



登録番号 第19190625号
会員番号 第6102号
入会年月日 平成31年4月2日
氏名 上村 千恵

事務所 行政書士法人パートナー
名古屋市中区名駅4-2-10 日進ビル302号
電話番号 052-485-4678 所属支部 名古屋



登録番号 第19190631号
会員番号 第6107号
入会年月日 平成31年4月2日
氏名 滝川 博史

事務所 行政書士滝川博史事務所
新城市字札木32番地の2
電話番号 0536-22-1723 所属支部 新城



登録番号 第19190626号
会員番号 第6103号
入会年月日 平成31年4月2日
氏名 矢木 雅也

事務所 矢木行政書士事務所
名古屋市昭和区北山町一丁目35番地3 ゴトー北山ビル2階
電話番号 052-753-4011 所属支部 昭和



登録番号 第19190927号
会員番号 第6109号
入会年月日 令和1年5月1日
氏名 山本 章太

事務所 山本章太行政書士事務所
名古屋市中区栄一丁目23番29号 伏見ポイントビル602号
電話番号 052-228-8103 所属支部 中央



登録番号 第19190627号
会員番号 第6104号
入会年月日 平成31年4月2日
氏名 内島 優夢

事務所 かなで行政書士法人
名古屋市中区丸の内二丁目17番4号 ミワ第一ビル7階
電話番号 052-212-8770 所属支部 中央



登録番号 第19190928号
会員番号 第6110号
入会年月日 令和1年5月1日
氏名 日野 洋一

事務所 行政書士日野洋一事務所
名古屋市天白区平針南一丁目120番地 (平針住宅14街区41号)
電話番号 080-3645-4486 所属支部 昭和



登録番号 第19190929号
会員番号 第6111号
入会年月日 令和1年5月1日
氏名 山田 啓太

事務所 ラルム行政書士事務所
名古屋市北区志賀南通一丁目22番地
電話番号 080-2647-2530 所属支部 西北



登録番号 第19190935号
会員番号 第6116号
入会年月日 令和1年5月1日
氏名 内木 隆也

事務所 行政書士ナイキ事務所
尾張旭市平子町中通226番地
電話番号 0561-52-3270 所属支部 東名



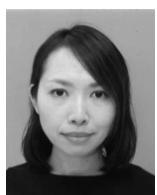
登録番号 第19190930号
会員番号 第6112号
入会年月日 令和1年5月1日
氏名 大内田 健太郎

事務所 行政書士大内田事務所
名古屋市中川区昭明町2丁目36番地の1
電話番号 090-1274-2246 所属支部 名古屋



登録番号 第19190936号
会員番号 第6117号
入会年月日 令和1年5月1日
氏名 森下 洋樹

事務所 行政書士森下洋樹事務所
名古屋市天白区中平三丁目2702番地 (グランドールS201号)
電話番号 052-875-8705 所属支部 昭和



登録番号 第19190932号
会員番号 第6113号
入会年月日 令和1年5月1日
氏名 山岸 真理子

事務所 山岸真理子行政書士事務所
一宮市開明字杢東郭3番地5
電話番号 0586-64-7302 所属支部 一宮



登録番号 第19190937号
会員番号 第6118号
入会年月日 令和1年5月1日
氏名 安井 久喜

事務所 行政書士安井久喜事務所
名古屋市中川区戸田ゆたか一丁目3301番地
電話番号 052-303-9353 所属支部 名古屋



登録番号 第19190933号
会員番号 第6114号
入会年月日 令和1年5月1日
氏名 中村 倫彦

事務所 なかむら行政書士事務所
一宮市牛野通4丁目15番地 KOMATOWN1階
電話番号 0586-52-4577 所属支部 一宮



登録番号 第19190938号
会員番号 第6119号
入会年月日 令和1年5月1日
氏名 近藤 治夫

事務所 行政書士近藤治夫事務所
稻沢市北市場本町三丁目1番地2
電話番号 0587-32-4320 所属支部 一宮



登録番号 第19190934号
会員番号 第6115号
入会年月日 令和1年5月1日
氏名 田中 宏

事務所 行政書士事務所リーガル・トラスト
名古屋市北区金城二丁目4番4号 ペルテ金城1F
電話番号 052-508-6751 所属支部 西北



登録番号 第19190939号
会員番号 第6120号
入会年月日 令和1年5月1日
氏名 深見 和華子

事務所 行政書士深見和華子事務所
豊田市久久平町百々5番地20
電話番号 0565-58-2233 所属支部 豊田

会員の動向



登録番号 第19190940号
会員番号 第6121号
入会年月日 令和1年5月1日
氏名 市井 信治

事務所 行政書士市井しんじ事務所
みよし市三好町西ノ木戸37番地8
電話番号 0561-76-0447 所属支部 豊田



登録番号 第19190945号
会員番号 第6126号
入会年月日 令和1年5月1日
氏名 石川 裕樹

事務所 行政書士石川裕樹事務所
蒲郡市旭町10番19号 3階F号室
電話番号 0533-56-2516 所属支部 東三



登録番号 第19190941号
会員番号 第6122号
入会年月日 令和1年5月1日
氏名 後藤 貴絵

事務所 行政書士ITO法務事務所
名古屋市中川区西日置二丁目15番7号 アーバン山王101号
電話番号 052-265-8316 所属支部 名古屋



登録番号 第19190946号
会員番号 第6127号
入会年月日 令和1年5月1日
氏名 角谷 克己

事務所 クレード行政書士事務所
岡崎市上佐々木町字中切8-10
電話番号 0564-31-6366 所属支部 岡崎



登録番号 第19190942号
会員番号 第6123号
入会年月日 令和1年5月1日
氏名 松田 恒平

事務所 行政書士松田恒平事務所
名古屋市昭和区御器所二丁目12番5号
電話番号 052-883-1161 所属支部 昭和



登録番号 第19190947号
会員番号 第6128号
入会年月日 令和1年5月1日
氏名 森部 泰司

事務所 行政書士アジア危機管理法務事務所
名古屋市中区松原三丁目7番15号 光葉ビル523号
電話番号 052-265-6941 所属支部 中央



登録番号 第19190943号
会員番号 第6124号
入会年月日 令和1年5月1日
氏名 有田 知史

事務所 行政書士有田事務所
豊橋市東脇一丁目8番地5
電話番号 0532-21-6614 所属支部 東三



登録番号 第19190944号
会員番号 第6125号
入会年月日 令和1年5月1日
氏名 五藤 友香

事務所 行政書士法人中村事務所 豊田オフィス
豊田市西町四丁目25番地13 フジカケ鐵鋼ビル501号室
電話番号 0565-41-3013 所属支部 豊田

退会者のお知らせ

令和元年5月25日現在

支部	氏名	退会日
尾北	大島 一浩	平成31年4月5日
一宮	山田 浩	平成31年4月19日
中央	鶴崎 由佳里	平成31年4月30日
豊田	本多 一正	令和1年5月15日

新規法人登録入会の紹介

法人番号	第1901401号
会員番号	第H54号
入会年月日	平成31年2月22日
法人の名称	みなど行政書士法人
主たる事務所の名称	みなど行政書士法人
主たる事務所	名古屋市港区土古町二丁目20番地
主たる事務所電話番号	052-746-7877
所属支部	名古屋

法人番号	第1902901号
会員番号	第H57号
入会年月日	平成31年4月18日
法人の名称	行政書士法人パートナー
主たる事務所の名称	行政書士法人パートナー
主たる事務所	名古屋市中村区名駅四丁目2番地10
主たる事務所電話番号	052-485-4678
所属支部	名古屋

法人会員の変更案内

法人番号	第1901602号
会員番号	第H55号
入会年月日	平成31年3月13日
法人の名称	リードブレーン行政書士法人
従たる事務所の名称	リードブレーン行政書士法人 名古屋オフィス
従たる事務所	名古屋市昭和区御器所三丁目10番5号 3階
従たる事務所電話番号	052-890-7841
所属支部	昭和

法人番号	第1202201号
会員番号	第H22号
法人の名称	行政書士法人ファミリア
主たる事務所の名称	行政書士法人ファミリア 丸の内事務所
従たる事務所の名称	行政書士法人ファミリア 高畠事務所
変更事由	従たる事務所廃止
所属支部	中央

法人番号	第1902301号
会員番号	第H56号
入会年月日	平成31年3月20日
法人の名称	行政書士法人あいたく
主たる事務所の名称	行政書士法人あいたく
主たる事務所	名古屋市西区城西五丁目1番14号
主たる事務所電話番号	090-7042-3899
所属支部	西北

法人番号	第1503401号
会員番号	第H31号
法人の名称	かわもと行政書士法人
主たる事務所の名称	かわもと行政書士法人 名古屋オフィス
従たる事務所の名称	かわもと行政書士法人 大阪心斎橋オフィス
主たる事務所	名古屋市中区丸の内二丁目16番4号 チサンマンション丸の内第6-705号
主たる事務所電話番号	050-3748-4427
変更事由	事務所名称、主たる事務所所在地、主たる事務所電話番号
所属支部	中央

ご逝去会員のお知らせ

岡崎支部 清水邦夫会員 令和元年5月7日ご逝去 (享年72歳)

ご逝去を悼み謹んでご冥福をお祈り申しあげます。

愛知県行政書士会
会長 前田 望

事務所の変更案内

支部	会員名(上)・事務所名称(下)	事務所所在地	郵便番号	TEL	変更事項
中央	丹所 美紀	名古屋市東区新出来二丁目1番13号 MONOLITH602号室	461-0038		事務所所在地
中央	金子 彰宏 行政書士法人ファミリア丸の内事務所	名古屋市中区錦一丁目3番18号 エターナル北山ビル7階	460-0003	052-228-7534	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
中央	堀井 郁秀			090-8731-3443	事務所電話番号
中央	石垣 貴久	名古屋市中区錦二丁目17番11号 伏見山京ビル711	460-0003	052-232-0155	事務所所在地、 事務所電話番号
中央	吉村 晋 東名行政書士法人	名古屋市中区錦三丁目23番31号 栄町ビル4階	460-0003	052-955-1417	単位会変更(岐阜会より)
西北	永井 金敏	清須市新清洲四丁目2番地18 平岡設計ビル101	452-0943	052-718-0090	事務所所在地、 事務所電話番号
名古屋	松嶋 昌弘	名古屋市中村区若宮町一丁目26番地6	453-0023		事務所所在地
名古屋	前田 智也 みなと行政書士法人				事務所名称
名古屋	森田 英樹 みなと行政書士法人				事務所名称
名古屋	山口 智史	名古屋市中村区並木2丁目314-5D	453-0856		事務所所在地
昭和	早川 信康	名古屋市昭和区阿由知通2丁目4番地 ライフビル3階	466-0027		事務所所在地
昭和	櫻井 達浩			052-890-7841	事務所電話番号
尾張	鈴木 良剛	春日井市中央台二丁目5番地 サンマルシェ・アピタ館B2F	487-0011		事務所所在地
一宮	杉浦 史憲 行政書士杉浦史憲事務所				事務所名称
豊田	井藤 真生 ブルーバード行政書士事務所	豊田市西町1丁目88番地 カニックビル5階	471-0025		事務所名称、 事務所所在地
碧海	鈴木 理泰			0566-93-5121	事務所電話番号



COSMOS通信 7月号

一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター愛知県支部

コスモス業務相談会

業務相談をご希望の会員は、相談希望日の2週間程度前までに事務局へ連絡をして日程調整をしてください。

申込先 コスモスあいち事務局
TEL 052-908-3022

セミナー・相談会の開催報告

日 時 平成31年3月27日(水)午前10時～11時30分
場 所 名古屋市中川区役所
内 容 成年後見等セミナー
講 師 石川研修部長 久田 邦博会員 参加者17人

日 時 平成31年4月4日(木)午後1時30分～4時30分
場 所 江南市役所西分庁舎
無料相談会 成年後見等無料相談会
相 談 員 管野 恵会員 土井 正人会員
無料相談会 成年後見等無料相談会 参加者1人

日 時 平成31年4月11日(木)午後1時～4時30分
場 所 小牧市役所
無料相談会 成年後見等無料相談会
相 談 員 有我 昌久会員 丹羽 友道会員
無料相談会 成年後見等無料相談会 参加者3人

日 時 平成31年4月14日(日)午後2時～4時
場 所 高齢者就業支援センター5階大会議室(名古屋市昭和区御器所)
内 容 備えて安心!終活セミナー!～あなたに寄り添う後見人～
名古屋市・愛知県行政書士会後援

第 一 部 寸劇(劇団コスモス)
第 二 部 セミナー(講師 内藤支部長)
第 三 部 パネルディスカッション
パ ネ ラ ー 名古屋市役所地域ケア推進課主幹
中村 誠一郎様

名古屋市成年後見あんしんセンター所長
伊藤 秀司様
熱田公証役場公証人 内田 計一様
名古屋市シルバー人材センター理事長
伊藤 容子様
愛知県行政書士会会长 前田 望様
コスモスあいち支部長 内藤 広子
参加者79人

第 四 部 成年後見等無料相談会 参加者2人
相 談 員 大森 照和会員 菅原 勝行会員
堀 己喜男会員 西村 伸会員

日 時 平成31年4月21日(日)午前11時～午後1時
場 所 特別養護老人ホーム高坂苑(名古屋市天白区)
第 一 部 寸劇(劇団コスモス)
第 二 部 セミナー(講師 管野 恵会員)
以上参加者16人
第 三 部 成年後見等無料相談会 参加者0人

日 時 平成31年4月29日(月)午前11時～午後4時
場 所 本證寺(安城市)
第 一 部 寸劇(劇団コスモス)
第 二 部 セミナー(講師 岡田業務管理部長)
以上参加者18人
第 三 部 成年後見等無料相談会 参加者5人

日 時 令和元年5月13日(月)午後1時～4時
場 所 岩倉市役所市民相談室
無料相談会 成年後見等無料相談会
相 談 員 池山 正彦会員 土井 正人会員
無料相談会 成年後見等無料相談会 参加者0人

日 時 令和元年5月15日(水)午後1時～3時
場 所 犬山市福祉社会館
無料相談会 成年後見等無料相談会
相 談 員 土井 正人会員 犬塚 智子会員
堀 己喜男会員
無料相談会 成年後見等無料相談会 参加者9人

セミナー・相談会の開催予定

日 時 令和元年 7 月 4 日(木)午後 1 時30分～3 時30分

場 所 江南市役所西分庁舎

無料相談会 成年後見等無料相談会

日 時 令和元年 7 月 9 日(火)午前 9 時～午後 3 時

場 所 中京銀行高針支店 (名古屋市名東区)

無料相談会 成年後見等無料相談会

日 時 令和元年 7 月16日(火)午前 9 時～午後 3 時

場 所 中京銀行鳴子支店 (名古屋市緑区)

無料相談会 成年後見等無料相談会

日 時 令和元年 7 月18日(木)午後 1 時～3 時

場 所 扶桑町老人憩いの家

無料相談会 成年後見等無料相談会

日 時 令和元年 7 月23日(火)午前 9 時～午後 3 時

場 所 中京銀行岡崎支店 (岡崎市)

無料相談会 成年後見等無料相談会

日 時 令和元年 7 月24日(水)午後 2 時～4 時

場 所 春日井市南部ふれあいセンター第 2 会議室

無料相談会 成年後見等無料相談会

日 時 令和元年 8 月 8 日(木)午後 1 時30分～4 時

場 所 小牧市役所

無料相談会 成年後見等無料相談会

日 時 令和元年 8 月 9 日(金)午前 9 時～午後 3 時

場 所 中京銀行東山支店 (名古屋市千種区)

無料相談会 成年後見等無料相談会

日 時 令和元年 8 月16日(金)午前 9 時～午後 3 時

場 所 中京銀行島田支店 (名古屋市天白区)

無料相談会 成年後見等無料相談会

日 時 令和元年 8 月21日(水)午後 1 時～4 時

場 所 犬山市福祉会館

第 一 部 成年後見等セミナー

第 二 部 成年後見等無料相談会

日 時 令和元年 8 月23日(金)午前 9 時～午後 3 時

場 所 中京銀行勝川支店 (春日井市)

無料相談会 成年後見等無料相談会

日 時 令和元年 9 月 4 日(木)午前 9 時～午後 3 時

場 所 中京銀行高針支店 (名古屋市名東区)

無料相談会 成年後見等無料相談会

日 時 令和元年 9 月 9 日(月)午後 1 時～4 時

場 所 岩倉市役所市民相談室

無料相談会 成年後見等無料相談会

日 時 令和元年 9 月11日(水)午前 9 時～午後 3 時

場 所 中京銀行鳴子支店 (名古屋市緑区)

無料相談会 成年後見等無料相談会

日 時 令和元年 9 月18日(水)午前 9 時～午後 3 時

場 所 中京銀行岡崎支店 (岡崎市)

無料相談会 成年後見等無料相談会

あとがき

私は「ストップ温暖化教室」の推進で、小学校に出向く事があります。しかしながら、温暖化に対する国家間（CO₂排出大国）の考え方の違いに落胆する事がしばしばあります。平成の時代は地球環境の異常で、多くの災害をもたらしました。地球の温暖化と言えばCO₂が思い浮ぶと思いますが、排出量の多い国は中国28.0%、アメリカ15.0%、インド6.4%、ロシア4.5%、日本3.5%（2016年統計）と5か国で世界の57.4%のCO₂を排出しています。温暖化が進むと海水・植物からの蒸発（年間496兆t）により、地球の水循環にて雲を発生させ、ゲリラ豪雨や爆弾低気圧等の甚大な災害が発生しやすくなります。人間の傲慢が招いた豊かさや利便性の飽くなき追求が、結果として大きなしっぺ返しとして返ってくるのではないかでしょうか。

勝手な事を言うようですが、次の世代を担う子ども達には、令和の時代において「何よりも地球環境改善」意識を持って、温暖化防止に関わってくれる事を願っています。

会報委員長 長峰 均

訂正とおわび

5月号会報に誤りがございました。おわびして訂正致します。

① P29 法人会員の変更案内

行政書士法人あいち行政&相続
× 小野 亜美
○ 小野 亜実

② P30 事務所の変更案内

尾張支部 沼田学会員 事務所電話番号
× 052-308-1704
○ 0568-97-8706

会報295号 担当（令和元年5月28日現在）

広報部	担当副会長	仙石 秀久
部 長	川村 浩史	
次 長	水野 悠	
部 員	山本 篤	
部 員	戸加里邦子	

会報委員会	委員長	長峰 均
	副委員長	鈴木 直美
	△	戸加里邦子
本号担当委員		
(表紙)	岩井 実	
(会員訪問記)	稲垣 宏隆	

《今月の表紙》 船頭平閘門

（せんどうひらこうもん、せんどうひらこうもん）

船頭平閘門は、愛知県愛西市立田町福原にある木曽川と長良川の間をつなぐ閘門ですが、そもそも閘門とはどのようなものか、皆さんご存じでしょうか？

例えば、船が水面の高さの違う川や水路、海などを進むときに、そのままでは進むことができません。

水門で水位を調節して水面の高さを一定にしてから進む必要があります。

この働きをする水門を閘門といいます。

元々、木曽川・長良川・揖斐川のいわゆる木曽三川は、下流部で合流しており、洪水などの災害が絶えませんでした。

そのため、三川分流工事を明治時代に入って行うこととなりましたが、それに伴い木曽川と長良川が分流されることになりました。

当時は水上交通が盛んであり、水位が約1メートル違う木曽川と長良川を渡るための施設として、明治35年に閘門が建設されました。

閘門の長さは全長56.3メートル、閘室は23.9メートル、幅は5.6メートルあります。

工費は154,836円11銭9厘（現在の貨幣価値で約5億円）かかったそうです。

完成した当時は年間約2万隻の船の通過があったといいますが、その後は木曽三川の架橋による物流の変化などによって減少し、現在では年間200隻余り、それも漁船やレジャーボートなどがほとんどとなっています。

同閘門は、パナマ運河によく似た構造から「小パナマ」と呼ばれる珍しい施設で、国の重要文化財に指定されています。周辺一帯は船頭平河川公園として整備され、公園内には、改修工事前の水門扉の展示や、明治の三川分流工事に功績のあったオランダ人技師のヨハニス・デ・レーケ像があります。

また、桜の名所にもなっています。

参考文献：中部地方整備局H.Pなど
写真提供：愛西市 企画政策部 秘書広報課

会報295号 令和元年7月1日発行

発行人 前田 望

編集人 伊藤 直仁

発行所 愛知県行政書士会

〒461-0004

名古屋市東区葵一丁目15番30号

TEL 〈052〉 931-4068 (代)

FAX 〈052〉 932-3647

E-mail info@aichi-gyosei.or.jp

<http://www.aichi-gyosei.or.jp>

印刷所 日大印刷株式会社

頼りになるね、行政書士。

行政書士による常設無料相談会

行政書士法における業務範囲内でのご相談をお引き受けいたします

開設日 毎月 第2火曜日 **時間** 午前10時から午後4時まで

ところ 愛知県行政書士会館 地下鉄東山線「新栄町」駅2番出口より徒歩5分

内容 相続(遺産分割協議書作成)・遺言／各種契約書・合意書／定款
法人設立／建設業・風俗営業許可／土地開発／戸籍関係／帰化・入管関係
不動産関係／自動車登録／著作権等

※面接時間のご予約を承ります。お電話でどうぞ。

愛知県行政書士会 無料相談専用 Tel.052-908-7255

行政書士ADRセンター愛知



自転車事故に関する紛争※

- ・自転車と自転車の衝突
- ・自転車と歩行者との衝突
- ・自転車が引き起こした物損事故

*自転車以外の車両との衝突事故は除きます。

※の紛争については、申込の際の要求額が60万円を超えないものが対象になります。



居住用賃貸建物に関する敷金返還 または原状回復に関する紛争

- ・敷金精算に関する紛争
- ・賃貸建物の原状回復費用の負担割合に関する紛争



愛護動物(ペットその他の動物)に関する紛争※

- ・ペットによる噛みつき、引っかき事故
- ・ペットが受けた噛みつき等の損害事故
- ・血統書付きのペットの売買に関する紛争
- ・ペットの鳴き声をめぐる紛争
- ・猫へのエサやりに関する紛争



外国人の職場環境・教育環境に関する紛争

- ・外国人に対する職場ハラスメント
- ・外国人の職場での待遇についての不満
- ・外国人の就学者に対するいじめ
- ・外国人就学者から学校へのクレーム

*職場・学校における外国人に対する宗教、環境その他文化的価値の違いに起因する紛争

行政書士ADRセンター愛知の紹介

a) 運営主体：愛知県行政書士会(所管)
行政書士ADRセンター愛知運営委員会

b) 実施主体：運営委員会が選任した手続実施者

c) 実施場所：名古屋市東区葵一丁目15番30号
愛知県行政書士会館

d) 実施日：毎月第1、第3火曜日、午前10時から午後4時まで
(祝日・休日・年末・年始は休み)

- 当センターは、法務大臣より認証を受けた紛争解決事業者です。
(認証番号No.62)
- 当センターの利用に当たっては、事前に重要事項の説明を受けていただきます。
- 当センターをご利用になるには、申込書や所定の資料を提出していただきます。

ADR専用 Tel.052-908-3021



●地下鉄東山線「新栄町」駅2番出口より徒歩5分